

特 200

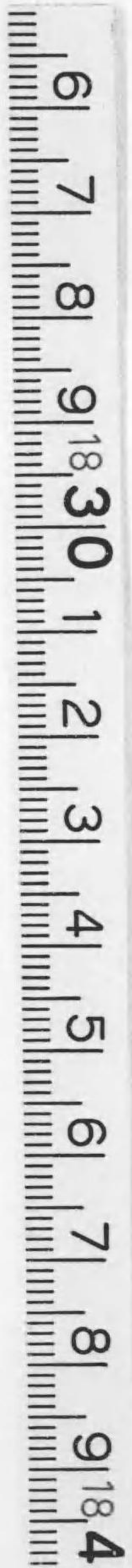
267

副部長 松浦誠之講述

企業合同を

どうやるか

東京府物價統制協力會議編



始



はしがき

「企業合同」といふ言葉は多くの業者にとつて、漠然たる不安の源泉ともなつた。無理もない。戦時経済体制確立の峻厳な歴史的過程は、自由主義経済の長い歴史と傳統に培はれた觀念を根底から覆すやうな様々の現象を呼び起し、複雑な内外情勢は先はどうなるのかといふはつきりした見透しを持つことを極度に困難にしたからである。

だが事態はいつまでもかかる状態に止ることを許さぬ。重大な國際的危機の切迫に備へて一億一心の國民總力体制を強化することは一日を争ふ急務である。経済人は大膽に事態に直面し、誤りなき認識の下に経済新体制の確立に努めなければならぬ。

企業合同は國家の至上命令たる生産力擴充の要求に答へる産業再編成の中心課題であり、計畫經濟への推移に對する生産、配給機構整備の一



條件である。業者の側から言へばかかる情勢に備へて経営の合理化を
圖ることではなければならぬ。

現に進行しつつある企業合同の過程は、單に大企業のみならず、中小企
業をも捉へてゐる。轉失業問題の重大性と共に困難は特に中小企業の
部面にある。日本經濟に於ける中小企業の比重、またその存立を撓る諸
條件から見て、この困難を克服し、新體制の確立過程を圓滑ならしめるこ
とは正に重大な意義を有する。

本冊子は右の趣旨に基き、東京府物價統制協力會議の開催せる講演會
記録をとりまとめ一冊としたものである。

中小業者が、企業合同の眞實の姿と意義を認識し、更にその道へと進む
一助ともなれば幸である。

目次

新商業體制と企業合同……………一

一 叙 説……………一

二 企業合同の必然性……………七

三 企業合同の目的……………二一

四 実績の問題……………二五

五 企業合同の形態……………三一

六 企業合同と職業轉換……………三五

企業合同の體驗を語る(座談會記録)……………三〇

一 貨物自動車業の企業合同……………三三

- 二 木炭卸商の場合…………… 五八
- 三 木炭小賣商の共販賣…………… 四四
- 四 東京の米穀と企業合同…………… 五〇
- 五 八王子の米穀商の場合…………… 五八
- 六 企業合同の目的…………… 六八
- 七 企業合同と収入…………… 七一
- 八 企業合同のまとめ方…………… 七三
- 九 企業合同と轉業問題…………… 七九
- 十 企業合同の内輪話…………… 八三

企業合同を繞ぐる諸問題…………… 八九

- 一 主催者挨拶…………… 八九
- 二 企業合同は一時的な問題ではない…………… 九三

- 三 企業合同と稅務…………… 九七
- 四 家内工業と企業合同…………… 一〇四
- 五 實績配當は否定しない…………… 一〇六
- 六 企業合同は自由主義を排斥する…………… 一〇八
- 七 地方公共團體の職業轉換施設…………… 一一一
- 八 企業合同と商品及び原材料の配給…………… 一一三
- 九 企業合同と雇入制限令との關係…………… 一二四
- 十 實務に従事しない合同參加者の所得…………… 一二六
- 十一 商業者企業合同と生産者團體及び消費組合…………… 一二九
- 十二 サーヴス低下と生活管理委員會…………… 一三〇
- 十三 この際「商業」を見直せ…………… 一二四

新商業體制と企業合同

東京府商工獎勵館
企 畫 部 長 松 浦 誠 之 述

本編は昭和十五年十一月二十六日東京商工會議所議場に於ける講演記録を講演者に乞ふて増補せるものである。

一 叙 説

商業者の企業合同問題について研究したいと思ひます。この企業合同問題についての替否兩論が喧しく、小林商工大臣も過日重大な發言をなされたのでありますが、それにも拘らず私共の見るところでは、企業合同は必然の趨勢であると考へられるのであります。何故さうであるかといふことは段々お話することゝ致しまして、先づ反對論の二三を擧げて

見たいと考へます。

第一は反對者その人の考へ方が自由主義的であるといふ立場であります。最近座談會等に於きまして、業者の心情不安を理由に、企業合同に反對される方々を見受けるのであります。この考へ方は「感情的に尤もだ」といふだけでありまして、その理論的根拠を發見するに苦しむのであります。しかもこの説の影響するところ、或は内面的に意味するところは、自由主義の外の何物でもないのでありまして、端的に申しますると、最近のやうに物資が少くなると、中小商工業界に於ては急速な勢で自然淘汰が行はれる。併しそれは當然の成行きであつて、自分達こそこの際生残る勇者であるとすれば、何もこゝで企業合同を行ひ弱少經營の犠牲となつて、せずともよい苦勞を嘗めなくともよい、といふ考へ方がうかゞはれるのであります。他の反對論は、政府が強制的に企業合同を指導する、或はやらせることは止めてほしいといふ主張であります。實際問題として政府が強制的に、企業を強ふる場合は極めて少いのであります。例へば鐵鋼工業、纖維工業等に於ては、これは事態が急でありますので、商工省自ら合同準則を定めてやらせるのであります。

が、商業部門に於きましては、配給統制の必要上強制する問屋、卸商等の中間配給機構を別として、一般小賣部門に於ては、未だその例を見ないといつてもよい位であります。タクシー、トラック等自動車運輸關係は半強制的に勸奨したのであります。これがガソリンの需給狀況が御承知の通りでありまして、合同以外に打開の道がなかつたといふことが出来るのであります。木炭、米穀等の合同も、或は強制の外觀を呈して居るかと思へるものであります。その真相はむしろ業者自らが時勢の推移を洞察して、自發的に計畫したものだといふことが出来るのであります。従つて政府が強制的に企業合同をやらせるといふ風評は何かの誤解、或は爲めにせんがための誤解であります。むしろ企業合同は經濟の大變革期に於ける必然の流れである、必然の行き方であると見るのが正しい觀察であると信するのであります。

さて、企業合同が問題となりましたのは、かれこれ六、七年前のことです。カルテル、トラスト、コンツェルン等大資本の企業結合がそれでありまして、經濟學者は後期資本主義の最も特徴的な問題としてこれを研究したのであります。しかしこれは主として

生産部面に於ける資本制企業の合同として行はれたのでありまして今日重大な關心を寄せられてゐる中小商工業の企業合同とは些かその本質を異にするのであります。中小商工業は御承知の如く、資本制の企業ではなく、營業と家計とが渾然一體をなしてゐる、所謂生業であります。この生業にあつても合同をなさざるを得なくなつたのでありまして、ここに大きな時代的意味があるのであります。殊にわが國の産業構成は、その生産額、乃至は取扱高は別と致しまして、業者の數から見れば商工共に九十何パーセント、殆ど全部が中小業者から成立つて居ります。従つて生業、換言すれば中小商工業の企業合同が必然の趨勢だといふことがわかつた時から、産業界全體を動搖させるほどの大きな反響を持ち、企業合同は産業再編成の中心課題、否産業再編成即企業合同とさへ言はれることとなつたのであります。

併しながらわが國産業機構が中小商工業に依存してゐるといふことには種々の原因があるのでありまして、必ずしも資本の蓄積が十分でない、即ち資本主義の發達が完全でなかつたといふ理由だけではない様に思つて居ります。例へば中小企業でなければ能率的に經

營出來ない産業が存在するといふ説の如きは、最も有力な中小産業肯定論であります。アメリカのフォード自動車會社は世界第一の大製造會社であります。フォードがその工場組織を考案したのは、わが國の家内工業殊に自轉車製造業からヒントを得たのだといふ話であります。従來の工場統計によりますと、綿布以外の各種織物、鉛、製材及木工業、食料品工業、磁器鐵器製造、自轉車製造、莫大小製造、鑄物業等はその大部分が中小工業であります。これらは大規模資本制工業としても中小工業でやるほど利益があがらない、否、能率があがらないと解釋せられて居つたのであります。商業部面に於きましても、業者の數が多いといふことについて種々の解釋が行はれたのであります。その一つとして、生産方面に於ける中小工業制と、生活方面に於ける住宅構造とが多數の商店を必要とするのだといふ説が肯定せられて來たのであります。ところが戦争經濟の必要はこれらの中小商工業維持論を超越して企業合同を要求することになつたのであります。従つて中小商工業の企業合同には多くの無理があるのは當然でありまして、何處まで無理をきかせねばならぬか、何處まで無理がきくか、課題となるのであります。商業について見ますれば、

單一な商品を取扱つてゐる商業にありましては合同は容易に行はれるのでありますが、古本屋や小間物店の如きは無理であります。一冊々々の表題が違ひ、新古の度合が違つてゐる古本や、一錢二錢の零細な多数の商品の集まりである小間物は、それらの物を集合して見たところで、事務の煩雜を招くばかりで合理化など思ひもよらないことは見易いことでもあります。といふ譯で企業合同にも自ら限界があり、どの業界でも無差別に合同を奨めることは出来ないであります。またこの兩極端——合同に適する商業と適さない商業との間には無数の段階があるのでありまして、その夫々が合同をなすべきか、合同以外の方法によつて合理化を行ふべきか、合同するとしてどんな形態方法を採用すべきかは慎重に研究せられねばなりません。なほ多数分立の商店を必要とする理由が消費者側にある場合は生活様式なり、生活態度なり、消費者へ順應を要求すべきでありまして、大きな要素ではありませんが、合同を絶對的に拒否する理由とはならないと考へます。要するに企業合同は事態の必然であると信するのでありますが、仔細に點檢して見ますと、現在行はれてゐる合同反對論に理由がないと同時に、合同萬能論にも亦理由がないことを知るのであります。

二 企業合同の必然性

何故、企業合同は必然の運命であるが、第一に擧げられるのは物資の不足であります。戦争經濟のイロハとして理解すべきことは、物資が不足するといふことでもあります。殊に外交轉換以後如何に物の不足に悩んでゐるかは、皆様の想像以上であります。物資動員計劃の内容については一切説明の自由を持ちませぬが、從來の貿易統計を研究することによつて凡そのヒントは得られるのであります。御承知の如くわが國は從來外國依存の經濟であつた、原材料を外國から輸入して、製品を輸出する所謂中繼貿易であつたのであります。その相手國は主として英米ブロックであつたのであります。例へば昭和十一年に於ては六三・九パーセント、昭和十四年に於ては五六・六パーセントを英米ブロックに依存して居ります。わが國が需要する總資材の何割が外國依存であつたかは明言を憚りますが、外國依存がわが國經濟の特質といはれる以上は、過半が輸入品であつたと推測出来るであり

ませう。とすればわが経済に占める英米ブロックの比重は非常に大きかつたのであります。が、今や外交轉換によつて、英米ブロックと對立することゝなつたのであります。勿論まだ全面的な通商杜絶となつた譯ではありませんが、將來の見透しとしては最悪の場合も考へておかねばなりません。従つて物資の不足は誰の責任でもない、わが國民が逢着した歴史的運命だといふ外ないのであります。さて物資の不足は商工業者の取扱商品について端的に現はれるばかりでなく、營業用品即ち設備資材、輸送器具、燃料、動力等凡ゆる方面に影響を持つて來るのであります。そこで從來のやうに何百萬といふ中小商工業者が夫々に分立して、獨立の經營を維持することは現實の事態とそはしないことゝなるのであります。

第二の問題は勞力の不足であります。事變以來勞力の需給は次第に窮屈を告げて、今日では都市といはず、農村といはず勞力の不足に悩んでゐることは説明を要しないことでもあります。雇傭制限令によつて皆様の營業に直接重大な影響を與えてゐることも亦説明を要しないところであります。さうしますと物が無くなつた、たとへ物資は十分あつてもこれを運用する勞力がなくなつたのでありますから、多數分立の對立經營が不合理になる維持出來なくなることとは自明の理となるのであります。

第三は物價統制であります。商業者の企業合同は物價統制を一つの原因とすると同時に、これを基礎として成立つものであります。一般にはこの點の理解が充分でないかと考へますので、少し詳しく説明して見たいと思ひます。御承知のやうに物價統制は價格形成を中心として居り、この價格の形成は商品一個當り、或は一單位當りで定められますが、この定め方は二つの問題を提供するのであります。一つは商品の價格を定めるに當つて商業者の配給手数料を公定し、而も經營の合理化を豫想して、その手数料を從來の取得手数料に比して低く定めることでもあります。甚しいのは從來の三分の一、四分の二に認定せられるものもありますが、それは特殊事情によるものでありまして、一般に四五割から二三割の切下げを受けて居るのであります。このことは經營の合理化を促進させる意味に於て是認せられて居りますが、實は取扱商品數量の減少と絡らんで、最早や個々の獨立經營の合理化の限度を割つて居るのでありまして、合同以外に行くべき道がないことゝなる

のであります。次の問題は、この商品單位當りに價格を定めるやり方が、弱小經營に非常な痛手を與える一方、有力經營に不當な利益を與えて、業界の衡平を破つたといふことでもあります。自由經濟に於ては小量取扱には特別な手数料を加算し、大量取扱には手数料の割引が行はれて、そこに自ら弱小經營の生きる道があつたのであります。現在に於きましては一個纏めて賣つても、千個纏めて賣つても利益は取扱數量に正比例することゝなつたのであります。そこで弱小經營は企業合同を思ひ、而も合同は弱小經營のみが集つても効果は薄く、どうしても業界打つて一丸とした企業合同まで進展せざるを得ないのであります。要するに物價統制に合同の第三の必然性を見出すのであります。

現在は自由經濟の理法がまだく働いて居りますが、その範圍は次第に狭ばめられつゝあります。皆様が使はれる「市場」といふ言葉は自由經濟の中心的概念であつたのであります。今日ではその中味はすっかり變つて來ました。例へば米穀市場、綿糸市場、株式市場など「市場」マーケットを考へる場合には次のやうに考へてゐた。そこには二人以上の供給者と二人以上の需要者がある。そして互に賣らうとし、買はうと競り合つて價格を定

める。従つて價格といふものは固定したものでなく、賣手と買手との勢力關係によつて、換言すれば、その勢力關係を表現する現象形態として何圓何十錢と定められる。この需要と供給との總和が市場であり、價格であつたのであります。價格の公定はこの自由市場の特質を完全に奪つてしまつた。商品が餘つても足りなくても——餘つた場合は將來に持越すことゝなつて、價格は公定價格に針づけられるといふことになつたのであります。即ち價格は最早經濟的意味を失つて政治的なものとなり、需要供給の適合は政府の仕事となつたのであります。従つて最早や個々の企業が對立して互に競争する必要がなくなる。競争の必要がなければ、最早や瘦我慢をして從來の獨立經營を維持する必要がなくなる。全體として見れば、自由經濟から計畫經濟への移り變り、これに對應する中小商業の企業合同が結論づけられるのであります。

三 企業合同の目的

次に企業合同は如何なる目的を以て行はれるかといふと、前述の諸情勢に對應する經營

の合理化にあるといふことが出来ます。併しこの經營の合理化は業者が自覺して行ふ場合と、自覺せずして他動的に強制せられる場合があります。自覺しない場合に於ては配給統制、乃至は消費規正の目的となつて現はれるのであります。従つて合同の目的は一應經營合理化の目的と、配給統制の目的との二つに分けて考へることが出来る譯であります。物資の不足はこれを業者の立場から見れば經營合理化の原因となり、國民經濟的に見れば配給統制、乃至は消費規正の原因となり、後者は一轉して配給機構整備の要請となるのであります。そして業者に自覺はないが、高度國防國家建設、または國民生活の安定上配給機構の整備が絶対に必要だといふ場合には、政府當局によつて強制的に合同を指導せられることとなるのであります。併しながら強制合同に於きましても、結果は業者の經營合理化に一致するのであります。

扱て實踐的に見て企業合同の目的はどう觀念せられたかと、兩三年來の經過を回顧致して見ますと、商業界で合同が始めて行はれたのは昭和十三年であります。當時原材料關係の配給が統制せられ、原皮、ゴム原料、米材、綿絲、ス・フ等の中間配給機關の整理統

合が強制せられ、その形態として商業組合制度と、株式會社制度との争があつたのであります。原皮商業組合、ゴム原料商業組合、米材問屋商業組合、日本綿絲元賣商業組合、日本綿絲元賣商業組合等々がそれでありました。當時は統制經濟が今日のやうに進展して居りませんので、業者は勿論、我々も殆どその意味がわからなかつた。ひたすら配給統制の必要から強權的に商權を徵用せられるものと考へたのであります。ところがこれらの企業合同が商業組合の名に於て着々好結果を收め、一方經濟の戰時體制が強化せられるのを見て、我々は商業者企業合同の必然性を検討し、合同を指導する方針を採つたのであります。私がつきりとこの結論を得たのは昭和十三年の秋でありました。また次第に各地の小賣業界で企業合同を行ふ事例が出て參つた。九州北部の米穀商並に製氷販賣商、東京の製氷販賣商、北海道足寄町の雜貨商、栃木縣黒磯町の呉服商等が任意組合の形態で、共同仕入、共同販賣を行つたのがそれでありました。これらは何れも下から自發的に盛り上つた運動でありまして、業界の先覺者が時代の推移を洞察して、小賣業者の生きる道は同業相扶の精神によつて大同團結するよりない、團結も從來の組合の程度を超脱して、合同しな

ければならないと主唱して業界の賛成を得たものであります。即ち業者の立場から経営合理化に突進したものであります。

然るに昨年暮以来、生活必需品の需給が變調を呈し、その配給機構の整備が重大問題となつて、米穀及び木炭關係の企業合同が全面化したのは御承知の通りであります。そしてこの際の行き方としては、何分多數の業者を短時日の間に同意させねばならない。またアウト・サイダーの存在を許すことが出来ない等の事情から監督官廳の強力な指導を必要とした。従つて外觀的には、配給統制の必要上強權的に斷行した觀さへ呈したのであります。そこで生活必需品配給關係の企業合同は消費規正を目的とするものであつて、業者の福祉は無視するも止むを得ないと極論する人も生じたのであります。そして最近この主張がかなり流布せられて徒らに業者を脅かしてゐるのであります。この場合に於きましても右の主張は必ずしも正しくないものでありまして、事實を仔細に検討すると、むしろ経営合理化の目的から業者の發意したものを配給統制に結びつけた、或は兩者が期せずして合致したと見るのが正しいのであります。

要するに企業合同の目的は配給統制に出で、経営合理化に變り、更に配給統制に歸しつゝある外觀を呈してゐるが、實はヘーゲル論理學の正、反、合の過程を履んだに過ぎないのであります。最近合同の機運が生活必需品關係のみならず、各種の商品關係に及ぼうとし、商業再編成の實體化しようとするのを見て特にその感が深いのであります。或は企業合同の眞の目的は経営の合理化である、物資その他の經營條件の變化に適應する經營形態の樹立が企業合同であるといふことが出来ると思ふのであります。かう見ることによつて始めて企業合同の必然性を理解することが出来るのであります。

四 實績の問題

企業合同を實行するに當つての問題は實績の取扱であります。七・七禁令の如く製造禁止、販賣禁止となつて取扱ふべき商品が全部無くなつた場合には實績も何もないのであります。例へば従來百流れてゐた商品が五十に減じたといふ場合、その五十を企業合同によつて共同に取扱ふとすれば、その五十に對して従來の取扱者全部が夫々の比率に於て營

業權といふか、權利を主張することが出来る譯であります。これは業界内部の關係に於ては正しい主張といはねばなりません。何人も戰時統制に便乗して他の權益を奪ふことは出来ないからであります。従つて次のやうな主張は間違であります。合同を實施する以上は實績は考へられない。實績はすべて平等とし、合同經營體に於ける經營能力、事務能力又び勞働能力に應じて利益を配分すべきだといふ主張であります。わが國の社會組織は私有財産制を認め、營業の自由を認めて居るのでありますから、かくの如き行き過ぎた主張は國體に反する共產主義的思想として排撃せねばならないのであります。

併しながらどんな場合でも、實績は權利として主張出来るかといふと實は問題であります。そしてその問題は業界全體として考へる場合に生ずるのであります。即ちある人が、ある商品を何年間か繼續して取扱つて來たといふ事實は一體權利であるかどうか。權利といふことが出来るとして、例へば生存權といふやうな絶對的の權利であるかどうかは甚だ疑問であるといはねばなりません。ある人がある商品を永年取扱つて來たといふことは、當人がそれによつて一應生活の安定を維持して來たといふに過ぎないのであります。若

しこれを絶對的の權利——商權として主張するならば、例へば綿布の使用が禁せられてス・フ織物に變つたといふ場合、綿布商は綿布について權利はあるがス・フ織物には權利がないこととなり、時代の進運に伴つて取扱商品を變化することは出来ないこととなるのであります。その他種々の不都合を生ずるのであつて、一般的に見ましても職業が權利だといふ場合は殆どないと思ふのであります。従つて實績は嚴格な意味に於きまして權利でないことは明かだと思ふのであります。従つて事變以來、政府は營業權の補償を行はない原則を確立して居りまして、製造禁止、販賣禁止等の場合に嚴格にその方針を貫いて居りまするし、場合によつては取扱商品が残存するときでも補償なしに、これを他の配給機關に移すこともあるのであります。併しながら法律論は別と致しまして、これを社會的に見るならば、實績を認むべき理由は大きいにあるといはねばなりません。國家の決定によつて一朝にして生活の安定を失ひ、路頭に擲り出される人々をそのまゝ放置してよい筈はない。國家は他の施設によつてこの人々を救はねばならないのであります。ところがその人數が比較的少い場合には何とか他に救済の道もありませうが、これが多數となつては到底健全

な社會を考へることは出来ないことゝなります。そこで現在のやうな大變革期に於ては、出来るだけ實績を認める措置に出ねばならないのであります。少くとも取扱商品の幾分かが、残存する場合には、實績を確保して社會の動搖を防止せねばならないのであります。現在實績はある方面では過當に尊重せられ、ある方面では甚だしく無視せられて居ります。實績といふ言葉は凡そ二つの内容を持つて居ります。一つは生産、または配給に關する勞働の機會——言葉はどうかと思ひますが、一時盛に主張せられた勞働權といふやうな意味合ひに於てゝあります。他の一つはその勞働から生ずる利益の配分權といふやうな意味合ひであります。勿論後者が中心であつて、この意味合ひの實績が企業合同の前提條件となつて居るのであります。

さて實績は社會的にどういふ貌で認められてゐるかといへば、商業者に關しては公定價格に於ける公定手数料としてゝあります。突飛な話のやうでもありますが、如何に實績を尊重すると致しましても、公定手数料が甚だしく壓縮せられたならば、從來の取扱業者は事實經營が出来なくなる、従つて結果に於て實績を奪はれることゝなるのであります。公

定價格の形成に際して、計畫配給を前提として手数料を定めることは建前として當然であり、従つて自由經濟時代に比して合理化せられる——適當に壓縮せられることは勿論當然であります。それが理論一點張でなく、實情に即したものでなければならぬことも亦當然であります。私は從來の公定價格形成がそれらの點について充分な考慮の上でなされたかどうかを疑ふのであります。更に配給の合理化、配給機構の整備を前提として手数料が定められた場合は、業者はその公定手数料を基礎的條件として企業合同の合理化を行ひ、國策に順應するのであります。企業合同が成立した事實を見て、政府當局は更に公定手数料を壓縮する等の事例はないか、私は非常にその點を心配するのであります。ある人は企業合同によつて得た合理化の利益は、これを消費者及び生産者に分與すべきだといふ主張をするのであります。公定價格の形成が生産者、配給業者及び消費者の利益を睨み合せてなされたものである以上、配給業者の合理化の利益を無條件に他に分與せよといふのは不當だと思ふのであります。要するに物價政策をこの觀點から充分研究して欲しいのであります。物價の本質的な部分は生産と消費との條件であつて、配給手数料の如き

は腫物の瘡のやうなものであります。低物價政策をこの觀點から再検討して欲しいのであります。そして配給業者の手數料決定に關する一定の方式を確立して欲しいのであります。

話を再び業界の内部から見た実績に戻します。企業合同を計畫する場合どの業界でも実績の多い者が若干損をして、実績の少い者に多く與えて居ります。明治維新當時の損上益下の思想でありまして非常に結構なことであります。業界を統合するには指導者が損をしなければ皆がついて來ないといふのでありまして、これは勿論推奨すべきことであります。が、普通これを社會政策的、或は倫理的に解釋して居りますのはどうでありませうか。若し倫理的な措置であり恵みであるとすれば、有力業者が自分は嫌だといった場合にどうなりませうか。私は當然さうすべき經濟的根據があると思ふのであります。始めに申した如く公定價格となつてから有力業者は、勿論弱小業者に比較しての話でありますが一不當な利益を得て居る場合が多いのであります。損上益下はこれを従來の秩序に戻すまで、あつて、立派な經濟的根據があるやうに考へるのであります。

もう一つ申し上げたいことは実績配當と、勞務報酬との關係であります。実績の實體が前述のやうなものであり、配給機構の整備に應じて、公定手數料が變更される可能性があるとすれば、実績配當が二十年も續く心算で合同を計畫するのは間違ひであります。眠り口錢とも見られる実績配當が認められる期間は比較的短いと考へるべきだと考へます。従つて合同當初の計畫に於ても出来るだけ勞務報酬に中心をおくのが理想であります。併し実績を基礎に勞務報酬に差等をつけるのは、實質に於て実績配當であり、能力を正確に判定することも難しいから程度の問題であります。最初に申した実績無視の思想とのケジメも注意しなければなりません。結局年々実績配當を遞減して行つて、一方増俸の形で勞務報酬を増して行く、例へば東米商聯試案のやうなのが理想案といふことが出來ませう。なほ合同參加員の生計費や勤勞特別手當等の問題もありますが本質的でないので省略致します。

五 企業合同の形態

企業合同はどんな形態でやるか、相當頭を捻ねる問題であります。それは統制の度合が強いか、弱いかによつて自ら決まるのであります。また取扱商品の性質も考慮すべきことも勿論であります。現在最高度の配給統制を受けてゐるのは全國的な第一次問屋と、地方卸商即ち第二次問屋であります。前者は商業組合または株式會社に統合して全國的、乃至はブロック別の一元的配給機關をつくる。後者は同じく商業組合か株式會社に統合して、府縣別一配給所主義で行くことに略考へ方が定まつたやうであります。この場合は勿論強制加入であります。

小賣部面に於きましても、強度の配給統制が行はれる場合には強制加入の合同を必要と致します。木炭配給統制に應じて府下の木炭販賣業者が商業組合單位に、共販體制を採用した等がその例でありまして、この場合はアウト・サイダーが存在し得ないやうな行政措置が併行する譯であります。それは生活必需品に強度の配給統制が行はれるときは必然と云つてよいほど地區的な配給が條件となります。世上砂糖やマツチの切符制で生活必需品配給の型が決まつたやうに考へる向が多いやうですが、木炭のやうな農産品になると非常

な苦心が必要であります。集荷や運輸の關係で切符は發行したが品物が渡らぬ、所謂空切符となる怖れが非常に多い。その対策は地區を分けて、その地區に割當てた切符と問數量の商品を配給すること、して、出来るだけ非能率的なストックの分散を防ぐ。従つて一つの地區と他の地區との配給が交錯することは困る。そこで切符の引換場所を區、或は町會單位に指定するといふことになります。さうすると市場や、消費組合の商店の從來の得意關係は一切御破算にしなければならぬ。地區別に單一配給機關に統合しなければならぬといふ譯であります。そしてかやうな場合商業組合制度を活用するのが普通であります。

統制の度合の弱い商品關係については別のやり方があります。有限會社と商業小組合とがそれでありませんが、主として工業方面で行はれてゐる有限會社については又他の機會に譲つて省略いたす事と致しまして商業小組合について説明致します。これは昨年の商業組合法の改正によつて新設せられた制度でありまして、本年七月から實施せられ、既に十月一日現在に於て米穀類三十四、洋品雜貨吳服類十四、木炭類十、豆腐九、自轉車六、其の

他二十一、合計九十四組合が設立手續中であり、中二組合は設立許可済となつて居るのであります。制度の概略はかうであります。資本金五千圓以下——流動資本と固定資本との合計であつて、業種によつては一萬圓まで商工省の認定によつてよいこと、せられる——の弱小業者が十人程度、集つて一つの組合をつくつて共同事業をする。これが商業小組合であつて、法人格を持ち、小組合の組合員は商業組合員たる資格を失つて、小組合として商業組合に加入する。大體こんな制度であります。各府縣は更に詳細な規程準則を設けて居ります。例へば東京府に於ては商業小組合を設立する場合には是が企業合同、或はそれに近い結合體となる事を前提として許す。卸と小賣を兼業して居る人達が、商業小組合になつて矢張り卸小賣をやる場合には許さない。第三は他府縣と東京との關係であります。府縣を股がつての商業小組合は許さない。法律の建前からは大阪の商人と、東京の商人とでつくる事は出来ませんが、それは商業小組合が企業合同を目指してつくられた制度だと云ふ事に着眼してさう云ふものは許さない。第四は自由主義の觀念から商業組合の統制を逃れる意味からのものは許さない。商業小組合が出来た場合には商業組合に加入させ

て、其の統制に服させると云ふ方針を定めて居ります。府下に於いてはまた小組合の設立認可になつたものはありませぬ。

さて商業小組合の制度は現在のまゝでは頗る適用範圍の狭いものであります。立法當時に比べて經濟事情が急激に變化したこともありませんが、一面商業の性質を無視した立法であつたともいへるのであります。我々は昨年商業組合中央會の商業組合法改正準備委員会で、相當規模の商業者も小組合を結成し得られること、組合員の數は五十人程度、小組合の地區は商業組合の地區内に限ること等、商業組合の部會の役目をするやうな制度を主張したのでありますが、若しそれが實現して居れば大いに利用價值があらうと思ふのであります。今度の組合制度の全面的改正に當つて、商業小組合が存置せられるかどうかは疑問ですが、若し存置せられるならば我々の主張のやうに改正して欲しいものであります。

六 企業合同と職業轉換

最後に企業合同に反對する人は、企業合同は多數の失業者を出す。この大事な時機に企

業合同を強制して、中小工業者の、或は中小商業者の失業者を街頭に出して一體どうかと非難するのでありますが、私はこれに對して反對の見解を持ち、むしろ企業合同は店主の失業を防止するものだと考へて居ります。どう云ふ譯かと云ひますと、企業合同の必然性を説く我々は、物の不足と云ふ事を——餘り不足々々と云つてはいけないのでありますが、絶對不缺避の事と思つて居ります。従つて一番始めに申上げました第一の反對論は、企業合同は自然淘汰に任しておけばよいのに、役人がおせつかいをやつて居ると非難して、實は自分が生殘らうとして居る、この議論に任したらどうでせうか、業界の中以下の經營者は年寄であらうが、女であらうが、全部有力者に合併されて、店主も家族従業員も店員も、全部が失業者にならざるを得ないのであります。さうして其の生殘つた有力者はどうするか、此の自然淘汰された店主、家族従業員、店員を收容しないで、寧ろ其處から出る優秀な若い店員を自分の經營に入れて能率を上げるでせう。それでは店主も家族従業員も店員も全部が無差別に失業者とならなければならぬ。ところが我々が考へて居ります同業相扶の精神による企業合同はさうはなりません。勿論合同によつて店の數は二十分

ノ一、或は三十分ノ一になるかも知れませぬが、全部の店主は残り得られるのであります。店の數が減ると、人員の減少とは別であります。家族従業員もある場合には入る事が出来ます。大體商店の勞務構成から云ふと第一が店主で約三分の一、家族従業員が約三分の一、あとの三分の一が店員であります。此の家族と店員の或る部分が時局産業、その他國策の命する處に移つて、配給の業務は店主諸君が仲良く一つの店で擔當すると云ふ事にすれば、轉失業問題で最も悩みの種になつて居る店主の失業が防止されるわけでありませぬ。此處に國策的強みがあると思ひます。勿論企業合同の程度にもよります。今迄十軒でやつてゐたのを十軒でと云ふことになると、店主諸君にも多少の犠牲者が出ますが、其處は國情の進み方に應じて或る程度の合理化で我慢しなければならぬのであります。例へば米の共精共販を考へて見ると、東京で云ふならば、一つか二つの大精米所でよいといふ案も立つ。中間をとつて各區に優秀な精米所をつくつたらよいといふ案も立つ。また最も社會的に考へれば現在の精米所を全部使つたらよいと云ふ案も立つ。その中どの案をとるか、全市で十にするか、五十にするか、百にするか、千にするかは轉失業の關係と睨み合

はして決定しなければならぬのであります。即ち合同の計画につきましてもは資材と、人員との経済的且つ社会的な合理的使用と云ふ事が尺度になつて参るわけでありませう。扱て合同の計畫を業界の人達にお任せすると、大抵の場合は合理化に走り過ぎる。所謂経済的合理性に捉はれ過ぎる。そこで我々第三者が御相談に乗る餘地が出て来るのであります。かう云ふ關係で只今産業再編成の中心問題となつて居る合同に關して、政府なり、我々が其の干渉をやめると云ふことよりは、むしろ健全な指導機關を擴充する必要があるのではないか、これが業者諸君から要望されて居る點ではないかと考へるのであります。東京府ではその點を察知して臨時職業指導部を設けて、この方面の指導を擴充する計畫を立て、居ります。多分近いうちに店開きをすることが出来ようかと期待して居ります。臨時職業指導部の構成は總務課、指導課、施設課の三課でありまして、總務課に調査、企畫の二係、指導課に商工業を部門別に分擔する七係、施設課に金融、職業輔導、勤勞訓練、移殖民等の係を設け、指導課には業界のエキスパートをお願いしたい計畫であります。

勿論臨時指導部が開設せられましても、現場の仕事はやはり組合が中心であります。何

處まで同業相扶の大精神によつてこの難局を切抜ければならぬことに變りはありません。皆様の一層の御努力を希望する次第であります。

企業合同の體驗を語る

座談會記錄

三〇

主催者

東京商工會議所企畫部長
本會議常任幹事

三浦 一

司會者

東京府立商工獎勵館
企畫部長

松浦 誠之

本稿は昭和十五年十一月七日、東京商工會議所に於ける本會議主催の企業合同懇談會記録を補正せるものにして、列席者は夫々業界の指導的立場にあり、現に企業合同を實施して多大の成果を収めてゐる先驅者である。

主催者挨拶 最近御承知の通り産業再編成の問題に絡んで、中小業者の企業合同が重大視されてゐるのでありますが、しかし中小商工業者の中には企業合同の本當の姿が判らな

くて困つて居る人々も少くない様に思はれます。そこで企業合同の先驅者としての皆様の御貴重な體驗談を承り、是を廣く會員に知らせまして、將來の好箇の參考の資と致し度いと存じまして、本日はお集まり願ひましたのであります。従つて皆様にとりましては判り切つた御存知の、下らない、枝葉の事でも、迷つて居ります者、知りたがつて居ります者からは、知りたい事が多々あると思ひますので、皆様にをかれましては充分御存知のことや、問題のない事でも、どうか何も知らない者の資料にすると云ふ意味合、色々の角度からお話合ひをお願いしたのであります。

司會者 只今御挨拶がありました様に最近では企業合同と云ふ問題が、即新體制、即産業再編成と云ふ様に考へられて參つたのであります。其の理窟は別と致しまして、現在の我國の經濟情勢を見ますると云ふと、結局さうならざるを得ないと考へるのであります。私は是を企業合同の必然性と云ふ言葉で呼んで居りますが、世上で取沙汰されて居ります様に、何も政府當局が強制的にやらせるから是が前面に浮び出たのでなく、特殊の業界に對しては政府の強制的干渉もありまするが、一般的に申しますると、其の背後に經濟的必然

性があると云ふ事が云へると考へて居ります。世上の取沙汰は一面的な物の見方ではないかと考へて居るのであります。

扱企業合同の理論に付いては色々申述べたい事もありますが、本日は企業合同の理論よりは實際を研究する座談會の様に考へて居りますし、お集りの皆様は既に卒先して企業合同を御指導になり、亦自ら御經營になつて優秀な成績を上げて居られるので、皆様の御體験を伺ふ事を主として話を進めたい、斯様に考へて居ります。では貨物自動車のAさんか
ら。

貨物自動車業の企業合同

A氏 それでは御指名に依りまして甚だ失禮でございますがトップを切つて。

其の前に一寸お断り申し上げたいのは、私の方の商賣は一般の商賣と違ひまして免許營業で、それも警察の免許營業で、さう云ふ警察の力が業者に反映すると云ふ事は判り切つて居ります。處がそれと同時に商賣をやりますについて必要なガソリンが御承知の通り配給

規正になつて、其の配給權を東京では警視廳が持つて居りまして、タイヤの方は組合でやつて居ります。組合では従つて企業合同をやるのは比較的樂な立場にある。唯最初から考へました事は、私共の商賣は謂はゞ重要産業と申しますか、それに準ずる商賣で、事變此の方成績がよく、卒直に申しますと相當儲かる、それを企業合同に参加させると云ふ事は非常に困難がある、此の點を苦んだのであります。

恰度昨年頃から主管廳である鐵道省が貨物自動車の合同をしなければならぬと云ふ事を盛んに申して居りましたが、私共自身も實は是はお役人さんの觀念論的意見だと考へて居りました。處が本年六月七日からのドイツの壓倒的勝利に依つて世の中の情勢が一變して此の儘放つておく事はいかんと云ふ事が我々にも判つて、態度を急變して企業合同をする
と云ふ事になりました。大體一年位前から各企業合同を視察して、我々の頭に相當の目安は立つて研究しましたが、東京の業界に當嵌まる様なものを編み出して、それを發表したのは八月二十日頃で、それから約三ヶ月餘り十一月を以つて殆んど八分通り、全體と云つてもよい位、殆んど出來上りました。

私共の企業合同を指導する目標と申しますか、理由と申しますか、何處にあつたか。現實に商賣は儲つて居る。個人經營でも商賣の經營には差支へない。むしろ個人の方が儲かる。何故それならば企業合同しなければならぬかと云ふと、物資の輸送機關で國家的重要使命を帯びて居る一面に於いて、ガソリンが少く、戦前から比べて約三分ノ一位の配給で當然輸送能力と云ふものは減退して來る譯であります。一方ではガソリンが減り、一方では戦時經濟下で輸送物資がふえて、其處に大きな矛盾があるわけで、是を解決する途は合理化に依りましてガソリンを有効に使つて、輸送能力を増大して行く外には途がないと云ふ事であります。トラックと云ふものは平時に於ける軍の機械化兵器と申しますか、兵器の保有機關と云ふ事で、常に優秀な自動車を相當數保有しなければならぬと云ふ事が、國家的に要求されます。そのためには組織立つた車の整備充實を圖る、是が第二で、もう一つは皆様方も相當お困りになつた事があると思ひますが、ガソリンが制限されると運賃が非常に暴騰し、運賃の暴騰は物價に及ぼす影響が大きく、まア最近は適正運賃が定められ確實に勵行されて居りますが、是を統制し、抑制しなければならぬと云ふ事が第三の理由

で、最後にもつと大きな理由としてガソリンがいよ／＼つまつて來て輸送上、色々な支障が生ずると物資を計画的にまア計劃輸送にしなければならぬ。戦時下必要物資を輸送し、贅澤品は、我々、例として庭石、植木を云ひますが、是等は輸送を後廻しにする、或はお断りすると云ふ、所謂計劃輸送と云ふ事がおこつて來るのであります。是も現在の様なバラバラな無統制では望み得られないと云ふのが第四の理由であります。以上で企業合同する事になつたのであります。

始めに申し上げました如く非常に儲かる商賣で、是を合同してそれ／＼會社の従業員として働く場合、月給にも配當金にも限度があり、從來の收入を其の儘維持して行くと云ふ事は出来ない。我々の計算で云ふと今迄の約三分ノ一位になるだらうと思ひます。そんな譯で業者としては、こんな事に應じ切れるかと云ふ強い反對を唱へて居つたのであります。先づ企業合同するには頭を叩き直して行かなければならぬ、是が最も必要な事であると考へましたので、殆んど毎晩に亘つて各區で業者の會合を催し、どう云ふ譯で企業合同しなければならぬかと云ふ根本的理由を説明して、時代がかうなつたから我々は現在の個人營

業を續けて行く事は出来ないと言ふ理由を判然させる事に務めました。多少嚇し文句の必要もありますし、又ガソリンの配給も企業合同體と、さうでないのとは差別を設けられるかも知れぬ。或は企業合同しないと配給されないかも知れないと言ふ文句までも用ひて、八月から九月に亘つて宣傳しました。當時は企業合同に關するお上の方針も決定して居らず、鐵道省で方針を立てたのが九月下旬、私共の定めました方針を其の儘採用された形になつて居ります。鐵道省で決めたのを、各府縣に通牒が行つて、更に東京で警視廳で方針をお示しになつたのは、たしか十月の半頃だつたと思ひます。官廳が積極的にやらない前によつたのでありますが、業者全體が非常によく理解して呉れて、足並みを揃へて短期間の中に企業合同を完成したと言ふ事になつて居ります。

どう云ふ形で合同するかと申しますると、産業合同的なものでは商賣の性質上よくない。徹頭徹尾株式會社、若くは有限會社と云ふ立場をとつて、基準は車の臺數でありまして、最低二十臺として、二十臺以上に纏めると云ふ方針にしました。官廳の方針も矢張り二十臺に決定された、め、現在出來ました會社は平均二十五臺位の割合で、東京中では臺

數は何萬とあります。臺數は餘り發表出來ませぬが、是等の經營は相當重大な問題だらうと思ひます。此の企業合同の指導方針として、地區的に合同させる事は好ましくない。經濟的關係を尊重する事、例へば同じ仕事をする者同志が結ばれて行く經濟的地區に依る事もありますし、或は本支店とか資本の關係とか色々つながりがありますが、それは地區に關係なく合同する、さう云つた様な方法で指導しました。

従つて精神的な、唯お上から強壓的に合同させられたと云ふのでなく、懇意な者同志が合同した、云ひ換へますと變革的團結と云ひますか、又經營に付きまして心配して居りますのは、合同した業者が本當に協力して進んで行く、自分達の作つた會社を自分達の力で經營しなければならぬと云ふ事を頻りに叫んで居りますが、其の點も比較的徹底して居る様に思ひます。將來の問題としては私達組合の指導者は經營に努力して、手を取つて教へる様にやらなければならぬと思ひます。其の點は大いに責任を感じて居る様な譯でありまして、大掴みに申しますと、以上の様な事で、なほ細かい點に亘りましてはお話が進行するにつれて意見を申し上げ度いと思ひます。

木炭卸商の場合

司會者 皆様色々御質問があると思ひますが、一應一通りお話を伺つて後に致しませう。それではBさん、木炭の企業合同について現状に重點を置いて一つ。

B氏 御指名に依りまして、東京薪炭卸商業組合の理事長として、一通り木炭卸商の場合をお話し申し上げます。

薪炭の卸商業組合は前から設置されてありましたが出資金も少かつたので、今年の九月から増資致しまして、百五十萬圓になつて居ります。私は元東京薪炭問屋同業組合の組長でありまして、其の當時薪炭問屋同業組合の組合員は二百九十六名でございました。それが今度東京薪炭卸商業組合の改組に依て、二百六十六名になつて居ります。三十名は、或はもう金が出来たから炭屋は詰らぬと廢業なすつた方、小賣商業組合に轉じた方と兩方で細かく云へば小賣商業組合から卸商業組合に入つた方もあつて、結局三十名減つたのであります。大阪は元百七十名だつたさうですが、それが今度七十四名になつてしまつたさう

であります。大阪と比較致しまして、もう少し人数を少くしようぢやないかと云ふ議論もありましたが、世間の事情を伺ふと、人数を少くして他の仕事に轉業すると云ふ事になりますと、非常に困難な事が生れるのぢやないかと云ふ事で、二百六十六名を組合員とした譯であります。

扱其の結果収入の方は如何かと云ひますと、大體自由經濟當時から見ますと、最低の方々で約半分になつて居ります。極く大きな方で、六十人、七十人も店員を使つて居つた方々ですと二十分ノ一位の収入になつて居ります。此の組合が出来ました時、自分の分前の取りつくらで大變でありましたが、さうすれば組合が駄目になるから、大きい方は我慢をして貰ひ、大きい方は財産もあり、土地家屋株券等もありますから生活には御困難ないでせうから我慢して下さいと説いて廻りました。初めは仲々諦め兼ねたものですが、今日では圓滿で、其の方々も組合の役員になつて、さうして私の方の組合に勤めて頂いて居ります。組合の組織は理事が十五名、幹事が五名でありまして私が其の理事長をして居るわけでありませう。私が理事長になります時も、身體も丈夫相だしお前良く働くから理事長にな

れでは困る。諸君が本當に組合を愛し、國家のために盡さうと云ふのならやらうと云つて承諾したのです。其の代り役員會に於いて如何に議論しようと思しいが、然し一度決議したら絶対に理事長がかう云つたから反對だったが我慢したとか云ふ事は罷りならぬ。又木炭商と云ふ者は元來が時間を勵行しないので甚しい時には一時間も、二時間三時間も遅れるから、一分でも遅れては困ると云ふので皆遅れない様になりました。又決議した物には一人の反對者もなく、現在二十人の役員中一人故障があつて來ない丈で、全部が一分も遅れずに集つて参ります。

又東京一圓に二十四の支所を設けてあります。其の地域は木炭の取扱驛を中心として二十四個處に支所をおき、支所長一名、副支所長二名、其の他會計、荷受、配給と色々分擔して居ります。所謂事務をとり仕事をするのはどう云ふ風になつて居るか云ふと、私共は組合員全部で仕事をしようぢやないか、と云ふ建前で、組合員の中には帝大、慶應、商大、又は尋常小學を出た人もあり、字が書ける人は本部に集つて貰ひ、本部には約六十名の所謂事務員が居ります。支所の方へは年寄で字の書けない人とか少し、か事務が出來ぬ

人を支所に集めて、字の書ける人は事務を擔當し、字の書けない人は、現業に従事して居る、驛で荷物の指圖をしたり、俵がこはれますから其の修理をすると云ふ事までやつて居ります。さう云ふ風にしておいても収入が半分しかありませんので、何とか是で生活して行かなければならぬと云ふので、諸君は是より収入がないのだからどうしても是で生活しなければならぬ。五年乃至十年でもやつて行かなければならぬと云ふので、先程司會者からお話もありましたが、今迄和服を着てゾロ／＼して居た人も洋服を着て、まア中にはネクタイが曲つたり、シャツが破れたりして居るものもありますが、若い人は皆半纏を着、戦鬨帽を被つて活動して呉れと云ふので、私も切れた洋服を着、一圓のワイシャツを着、破れた靴を穿いて模範となつてやつて居ります。兎に角商人から急に月給取になつたので、今迄の悪い因習があり、辨當を持つて來ないで一圓も二圓もする辨當を食べたり、三時になるとお茶受けと云つて金を集めて菓子を食べ。どうしても菓子を食つて居る間は雑談をして居る、今迄方々歩いたりして居たのが急に坐つて食つて居るので胃を悪くする等と云ふ缺點も出るので、南京米でいゝから辨當を持つて來いと云つて近頃は外へ食ひに行くのは

何人もなくなつたのであります。

然らば是を長い間何年も何年も我慢するかと云ふ事になりますと、非常に疑問があります。私は先年北支滿洲を視察し、今年も臺灣南支を視察した經驗上、どうも我々に北支へ行つて開發しろと云つても、却々出来ません。此の儘我慢しろと云ふのは無理で、諸君は南洋に行くより外に途はない、僕も行きたい。それには私の視察の經驗上、一文無しで行くから失敗するので、現在一萬や二萬、多い人は百萬、二百萬、千萬位の金は持つて居ますから、それを減らさぬ様生活の程度を下げ、女中を五人使つて居た人は三人にして極力節約をして其の金を使ふ、其の金を持つて南洋に行かうぢやないかと云ふので、それを目標にしてやつて居ります。

轉失業の事ではありますが、若い者で仕事が出来る者は工場會社に行つて働いて居ります。むしろ我々の處に居るよりも良い成績を上げて居ります。オートバイの運轉の出来る者は運送屋に行つて居ります。大體に於いて主人の方は生活の程度を下げた失業者、轉業者は一人もございませぬ。喜んで皆で共同して働いて居ります。さう云ふわけで朝は八時

頃から、晩は遅い時は九時十時迄、日曜も祭日も汽車の走つて居る限りは働くこと云ふので活動して居ります。私共此の仕事を始めましてつくづく感じました事は、是丈の仕事をすゝるのに何も卸商業組合はいらぬと云ふ世間の風評もありましたし、私も始めはそんな事ではないと思ひましたが、實際にやつて見ますと、どうしてもなくてはならぬ。私共今農林省から拂下の木炭を各府民に配つて居りますが、農林省から買ふのは現金で、小賣店さんに賣るのも現金で、百五十萬圓の資本金で、百萬圓で荷受をし、あと五十萬圓では足りない。ので私共全部が保證をして三和銀行から一千萬圓、安田銀行から一千萬圓、其の他から百萬、二百萬の契約があつて、拜借が出来ると云ふ事で、卸商業組合を信用しなければ駄目だと云ふ事になりました。それから今迄の倉庫は切符制で配給するために全部問屋の倉庫を政府に提供しまして、農林省の炭を扱つて、それが二百五十萬俵で、もう一つは、荷物が順調に流れ、ばい、が、殆んど毎日變調でありまして、汐留に二車か三車位が適當なのに二十車来て、澁谷には二十車来るのが適當なのに二車しか来ないと云ふので、汐留から澁谷に轉送すると云ふ事にもなります。先日錦糸町に百車も停つて支所員全員徹夜の仕事

をしました。百車と云ひますと四萬五千俵で、今迄に経験がないと炭に吞まれてしまひ相
で、私なんか十時頃迄事務所に頑張つて、遅い人は一時二時迄掛つて翌日は百車が全然な
くなつてしまひました。こんな事も卸商業組合でなければ出来ぬ事だと感じました。

大體現在はそんな状態で、収入は少く共皆喜んで働いて居ります。失業も轉業も一人も
出ないで済みました。

司會者 有難うございました。Bさんの方の實際は羨ましい程うまく行つて居ります
が、Bさんの方で扱はれた炭を直接消費者に流して居られるCさんにお願ひします。

木炭小賣商の共販制

C氏 私は〇〇の燃料小賣商業組合のものでございます。私共の方は大體卸業者と車の
兩輪の様な関係でどうしても卸の動向に對して行かなければうまく行かぬので、先程Bさ
んの方からお話がありました様に、卸商業組合が一丸となつて、さうして此の共販をお始
めになつた。私共の方で各配給機構としましてそれに順應して行きませんとガタガタにな

つてしまふ。是は小賣屋も餘程困難が伴ふだらうが共販にしなければならぬと云ふので、
七月頃から始めて漸く今年の十一月の配給に間に合つた様な譯であります。色々困難もご
ざいましたが大體皆様がよく云ふ事を聞いて下さいます。出来たわけであります。

一番是について困つた問題は副業の問題で、卸業者の方には殆んど副業と云つても卸と
小賣の副業位ですが、私共の方のは凡ゆる副業がありまして、八百屋さん迄が炭を扱つて
居る、特に米屋さんが相當な資力を持つてやつて居る。酒屋の如きは炭屋より餘計賣つて
居ると云ふ人もありました。東京市全體から云ふと約九千人位の取扱業者があつた。私の
方の地區を基準にお話申上げれば、同業組合時代には百八十八人位組合費を徴収して居り
ました。昨年の六月商業組合を作りました時に百二十人に減つて居ます。それがいよく
企業合同をやりますのに百二十人で全地區の約二萬八千戸の木炭を扱つて行くのはどう
にもならぬ、と云ふので多少無理もありましたが、酒屋米屋の副業の方に手を上げて貰つ
た處が、是が却々の問題で、總會を開き私が特に頼みまして、現在の日本の經濟状態から
全體主義經濟と云ひますか、統制計劃經濟になるのには是では困る。一人一業主義で行きた

い。現在炭屋の實情を見て貰ひたい。酒屋の方は酒も賣れば醤油も味噌も色々ある。兎に角酒屋の方は免許制と云ふ温床の中に居る。大體に於いて安全地帯に居るが、炭屋の實情は、慘憺たるもので、同病相哀れむと云ふ意味合で、是非手を上げて貰ひ度いと云つて手をひいて貰ひました。然し是は無條件ではなく、六十圓程、一口二十圓を三口づゝ持つて貰つて、六十圓の出資に對して六圓八十錢位の手當を上げると云ふ約束でして、此の六圓八十錢は何處から割出したかと云ふと、東京の入荷量の推定からみて、府及警視廳邊りの推定を參酌して一千百萬俵か二百萬俵で、それが業者の手に依つて各家庭に配給されるものと見て、多少數字にむらがあるかも知れませんが、一世帯に對して一ケ年間に八俵配給出来るものとして、算定して現在百二十人の商業組合員があり、現在従業員として活躍して居る者が六十人、外に女世帯の人が四人、六十四人で現在二萬八千九百何戸かを各世帯に對して配給をやつて居ります。でありますから共同配給をやります時には、商業組合で自由に商つて居りました時から思ひますと、約半數に減つて居ります。それで今日迄やつて參りました。御承知の通り、八月十日以來すつかり炭の取扱が禁止され、十一月の特別

給配が私の方で二萬二千四百七十五俵の割當があつて、それ丈を六十五人で配給しまして分けました。賃金は若くて働らく人で七十圓、女の人に四十五圓やりました。年寄でろくに停車場から引取りも出来ないと云ふ人に四十五圓、企業合同をして十一月に始めて月給を上げた譯で、其の算定は一俵につき二十八錢の利益があります。其の中から四錢を運賃に致しまして二十四錢の中から組合の利益を二錢、其の残りの二錢を色々な積立金に廻して、大體二十錢の割合で分配して居ります。別に大して不平もなく現在やつて居ります。

配給の方法でありますが、是が却々大變でありまして、問屋の方は、倉庫、渡驛と云つて驛渡しで其の儘渡してしまふからいゝんですが、私共の方は七時間八時間の中に其荷物を片づけなければならぬ。是は却々難問題であつてリヤカーでやつて居りましたがどうにも仕方がない、驛では怒られる。それで忙がしい時には運送屋さんにやつて頂いて、大體三錢で引受けてくれます。組合の懷から云ふと運送屋の方が一錢安くなるのでありますが、それは金を他人に取られるので二十八錢はなるべく全然自分達で働いて取る様に致して居ります。先月二萬七千五百何十俵をやつて一番働いた人が十八圓働いて、七十圓に十八圓

で八十八圓でした。腕の良い人は八十八圓働いた譯であります。配給方法は區役所から切符が出ますから、それを私共の方の配給所で區役所と連絡を取り、町會と連絡を取つて配達しました。隣組の組長に切符を預つて貰つて、十一月は平均一俵づつの配給で、簡單でありましたが、隣組長が自分の群の人から大體二圓五十錢位貰つて置いて、炭屋が御用聞に行き、それを組長に渡し、お金を貰つて來ると云ふ様にしました。其のために仕事が大變順調に行きました。何故さう云ふ風にしたかと云ふと、永らく炭の配給がありませんでしたから、需要家が炭の來るのを待望して居た關係上、一日も早く配給をしなければならぬと云ふ考へ方からやりました。警察の方でも心配して下さつて六十人の人間で何日掛るか、私の推定では二十日位掛ると云つたら、それでは仕様がな、十二、三日に短縮出來ないかと云ふ譯で、それでは隣組の組長にお金を集めておいて貰つて組長迄届けるのなら出來ると云ふ事で、町會長全部に集つて頂いて連絡を取つたので一つもごたくがなく出來ました。恰度配給所が五つあるので、町會の受持を五つ位に分けて、大體千戸位を中心として、千百位から千九十位が多く、第一配給所の一番、第二配給所の二番と云ふ風にし

て、一番の町會から配給する様にして一生懸命やりました。恰度十二日で済んだんです。そして一町會で隣組を五つ受持つて、其の人は年中町會の一群から五群までの配給を受持ちますから、恰度個定的なお得意の様になつて、一度目まづい事がありません、二度目三度目からは馴れて工合が良いと思ふんです。

以上の様な譯で第一回の配給はうまく行きました。今月の私の方の配給は六萬六十俵ばかりを六十五人で配給しますが、其の中には私の様な者もありますから、まア實際には六十人位であります。ですから今月は一人で千俵配給する事になり骨が折れる事と思ひます。先程のBさんのお話の様に小賣屋も非常に緊張して居ります。只今迄の自由主義經濟時代の様に、何處へでも行つて好きに仕入れて儲けて賣ると云ふ事は出来ません。一つの形に嵌められたので餘計な収入と云ふものはありませんから、一年を通じてどの位の収入になるか判りませんが、六十五人で共濟會を作つて、お葬ひが出来た、災難があつたと云ふ時に此の共濟會で色々助けて行く事にし、月一圓づゝの掛金でやつて居ります。お葬ひが出来たら大人は百圓、私共の様な最低生活者は百圓あれば十分にお葬ひが出来ます。又

急に入院とか色々の事故の時には其の金を使ふ、其の金を使つちやつた場合には臨時に出し合ふと云ふ様に、六十五人が一家の様な心持で眞剣にやらうと足並が揃つて居ります。従業員も非常に喜んで居る次第であります。將來の木炭の出かた、代用燃料の出かたに依つて私共の運命は決しられるのであります。一ケ年間に一世帯八俵位はあるんぢやないかと考へて居ります。今の處共販所に詰める事になつて居りますが、必ず七時迄には來ます。配給のない時、驛からの引取もない時には三人位残りまして後は歸つて家で仕事をし居ります。配給は成るべく自分等の手でやる様にして運送屋を頼まぬ様にして居ります。が案外成績が良い様であります。

東京の米穀と企業合同

司會者 米の共精共販はかなりデリケートな問題で却々お話しにくいと思ひますが、Dさんに一つお願いして、其の後にEさんの實驗談をお願いしたいと思ひます。

D氏 今日中小商工業問題として企業合同轉失業對策と云ふ問題が、殆んど新體制の重

要國策の中心であるかの様に取上げられて居ります。兎に角企業合同と云へば米屋が企業合同をするんだ、米屋が企業合同の先驅をなしたのであると云ふ風に迄考へられて居ると思ひますが、それは私共が餘りに此の問題を早く提唱致した爲の影響であると思ふのであります。處が云ひ出し人である東京の白米の企業合同は、全面的には實現して居らないのであります。今日なほ其の準備中であります。

何故是がこんなに遅れたかと云ふ事は、一面には餘り早く持出したために、餘りに驚きと衝撃を與へ過ぎて、業界及一般社會から猛烈な賛否兩論に悩まされて居ると云ふ事も一つの原因であると思ひます。

もう一つは米の問題でありますために社會に對する影響も又極めてデリケートで、その上零細な業者の數が餘りに多いのと、又その配給先が帝都七百萬と云ふ大衆市民であると云ふために、却々輕卒に、準備不十分な儘で手を下せないと思ふ點も理由の一つになります。現在尙さう云ふ状況でありますので實際の經驗談を申し上げられないのは甚だ残念であります。先程お話がありました様に新體制、即ち中小商工業の新體制は企業合同であ

る。即ちそれは産業再編成で、企業合同は必然の問題であると云はれた事ですが、私共が此の所謂必然性を感じまして、さうして是に向つて邁進して來たのであります。今日はそれを申し上げたい。私の企業合同への動機は業界が行き詰まつて居る、是をなんとかしなければならぬと云ふ事から準備したのではないのであります。丁度今日の會の御主催が物價統制協力會議でありますので、私共の企業合同への出發は實は物價對策が出發點であつた。で餘りに今昔の感に耐へませんので、自分の日記の中から其の出發の動機の記録がありましたから、最近プリントしました。

是は昨年七月三日に××警察署に於ける會で意見を發表して居ります。以下プリントを朗讀させて頂きます。

一般物價抑制根本對策と商業者の積極的用意

戰時物價統制實施一ケ年、指導の周到と取締の強化につき殆んど萬全を盡したとも見られる一ケ年を経たる現在、尙

闇取引、闇相場横行

公定價格品々質の甚しき悪化

公定外品の暴騰

賃金、給料の高騰

等の諸現象は殆んど不可抗力に近しと視らる、事實は、指導の徹底でも取締りの徹底でも又統制の行渡りでも尙抑止し切れぬ、解決し切れぬ根本原因があるからである。即ち

事變軍事情動の擴大

對ソ、對英關係は最早外交時代より作戰時代に入れるための用意

大陸建設經營に要する物資と人員

輸出貿易のための物資

生産力擴充建設資材と人員

是等の爲に要する人と物との甚しき不足が其根本をなすものである。故に其の對策は指導と取締りの徹底、強化、統制の行渡り等、消極的調整と共に如何にしても人と物とを積極的に充足するのぞなければならぬ。

物の充足に就ては學術の進歩、資源開發、生産設備、勞働強化、能率増進、消費節約、廢品回收の諸方策が講せられねばならぬが、人員の充足に就ては産めよ殖せが第一義ではあるが、それは即時の間に合ふことではない。現下の急に應ずるには唯凡ゆる部面に無駄をなくし、其の配屬を適切に變更按配するの外はない。

茲で考へなければならぬのは商人である。商人の現在は、實は業者過剰で行詰りの状態である。最近十年間に我國過剰人口の大部分が流入したのは商業部門である。今次事變と大陸經營のために既に動員された人員は主として農山漁村、工鑛業、自由業部門に於て多い。夫れ等の部門からしては最早轉出すべき餘裕人員はないと云つても過言でない。只中小商業部門のみが今尙、寧ろ業者過剰を歎じてゐる始末である。統制經濟の影響と過剰業者競争の板挟みで、今や中小業者は斷末魔の窮迫状況にある。而も中小業者の轉業こそは殆んど商工省轉業對策部に於ても至難の業と云ひ、案の立て様がないと匙を投げてゐる状況である。考へて見れば世の中にこんな滑稽な、悲惨な智慧のない話はない、一方には人が足りないで困つてゐるに他方では無用とまで云はれながら多過ぎて困つてゐる。而

も多過ぎて困つてゐながら轉業する事が出来ない。轉業を考へ、轉業し得る餘裕さへない程多過ぎることに依つて身動きがならないと云ふのである。こんな馬鹿々々しいことが世の中にあらうか。

多過ぎることに依つて、統制經濟の遂行を害し、世の中を毒し、而も苦しんで居ながら世間からは無用のものとさへ云はれる。其の論理の當否は別として、兎も角も不合理、不經濟にして厄介困難なる存在たるには相違ない。左様なことであつて見れば、國家の爲にも世の中の爲にも又自らの爲にも商業者自身進んで自らの存在を合理化し、有意義にして轉出整理をなすべきである。國策の大業に參する積極的の轉業及び轉業準備のための、經營の合理化、組織化、合同化、これこそ今や全中小商業者が採るべき一途である。これが實行實現されるとき、統制經濟態勢は期せずして整頓しこれに依つて物資、人員共に大整理が行はれ、生産擴充、大陸經營、物資配給、其他急需の部門に對して大々量の人と物の補給が出來得る。而して又自ら興亞躍進日本の大業分擔者として堂々と活きる所以でもある。

斯くしてこそ、今行詰りの状態である物價對策の根本解決の要件たる人と物との捻出と取締對象の整備も出来るであらう。政府も此の方策には英斷を以て臨み、業者も覺醒一番進んで其の實行に着手すべきである。

即ち同業商業組合組織の普及と擴充徹底により經營合同の實現を急ぐべきである。

かう云ふ事を申して居りますが、切實にさう思つたのであります。是は企業合同、合理化が結論でその實現のための準備として先づ商業組合の組織整備を急がねばならぬ。さう思ひまして去年一年は殆ど商業組合の整備に没頭した譯であります。僅に五、六組合に過ぎなかつたものが、昨年十一月の始めに全區域に四十六の商業組合の結成完了を見たのであります。そこで生れたのが、東米商聯であります。東米商聯が生れますと同時に其の指導方針は企業合同への方針を執つたのであります。問題が餘りに變革的な仕事でありますので、此の發表は輕々しく出來ないと思ひまして、先づ秘かに其の研究と準備を進めて參つた譯であります。其の内最も重要な準備は業界の現情を最も綿密に調査をし、其の統計をとつて其の上で立案しようと云ふ順序を踏みました。其の調査は東京府の企畫部を

中心としてされたのであります。配給の實情、米の流れの實情を調べて今後の配給、基準の再検討と云ふ事が、東京府の御趣意でありました。私共もそれが第一と考へ同時に實は企業合同準備に其の凡ゆる調査をし、其の結果、七月の中旬に至つて其の統計を完了しました。直ちに其の企業合同案の作成に着手しました。其の具體案を發表したのは八月九日、其の前に五月九日の東京府米穀小賣商組合聯合會の總會に於て全面的に企業合同を實施しようと云ふ事を宣言し、決議致したのであります。是が一般社會的に又政府關係官廳方面に問題になりましたのは八月九日の正式發表以後であります。然しながら東京府として是を取上げられましたのであります。今日になりましたは殆ど反對者はないのであります。で完全に近い迄に業者の理解と決心がついて參つたのであります。それから社會的輿論としても認められる様になりましたし、政府としても絶大の御支持御援助下さる様になつて居ります。實施の段取であります。是については近々に東京府から御指令があるものと期待中であります。私共の企業合同は今猶机上プランであります。其の内容は多くの皆

様が殆ど御承知だらうと思ひますので省略致します。

八王子の米穀商の場合

司會者 只今Dさんからお話しになりました様に東京府に於ける共精共販はデリケートな問題で、また実施に至つて居りませんが、其の間各方面に自發的共精共販の機運が猛烈に起つて居るのであります。最も整備した共精共販をやつて居られるのが八王子の米穀小賣商業組合で、其の理事長 Eさんからお話を伺ふ事に致します。

E氏 それでは御指名に依りまして私からあらましを申し上げたいと思ひます。私共に企業合同の出來たのには、直接の御指導があります。それは今、Dさんがおつしやられた物價統制の取締の、警察署長さんが前から直接御指導下さいまして、又、其の下に居られました經濟主任の方が私の氣持に同情下さいまして企業合同に側面から應援して下さい、その結果、今日この席上におきまして私が申し上げられる様なことになりつくづく感謝しております。一面において私共の業者みづから自覺して、米屋は主食を配給してゐ

る。かゝる考へで昨年八月二十五日に公定價格が實施された時に市價が四十一圓二、三十錢が三十八圓と決められ、當然仕入價格に就いてもそこに矛盾があつたのであります。我々は犠牲を拂つてもお米を買付て消費者に不安なからしむる様にしなければならぬと云ふことを考へたのであります。昨年十二月までは個々に買付も出來ましたが、其の後自由に買付が出來ませんので、配給米をもらつて營業をやつた様な事情であります。前述の如く私共業者には卸、小賣業者が相當多い、山梨、神奈川、東京の西北部の方にお得意を相當もつてゐて供給して居りました。東京市の白米商と違つて雜穀も取扱つております。かう云ふ業態故に企業合同を進めますのに案外早かつたかと思ひます。自由經濟時代には、業者が多いために八王子の如き狭い處でお互に犠牲を拂つてお得意の競合ひをして居ても仕様がなから、東の方の大きな消費地、東京に向つて販路を求めようぢやないか、と云ふのが業者の間から出た言葉であります。そこで商業組合を結成し三月十五日に認可になりましたから、引續きまして商業組合の活動となつた譯であります。今日に於きまして實績の基準を一等級から十等級に分け、一日十五俵を最低とし最高を二十五俵と定めて仕事を初

めてをりますが、私共の共精、共販の状況を各地から視察に來られ一様に過去の實績査定をどうしたかと尋ねられますが、これは昨年十二月に決つて居つたので是は矢張り企業合同を容易にした原因となり企業合同が出來たとも考へられます。即ち工場は一級から十級工場に分れており、一日十五俵を最低にして、最高を二十五俵として、配給の基準を按分に依つて分けて居つたので企業合同に際しましても配分の關係にいざこざがないと云ふ状況でありました。

もう一つ聞かれる事は將來共同精米所はどうなるか、それには精米所はその時には已むを得ないから止めると云ふ御返事をしたのでありますが、前々から企業合同をし合理化を圖ると云ふ事は業者の間にあつたのであります。取扱米については一月頃はまだ手持米があつたが、段々五月六月七月と漸次不足となり、周りの生産地の農家も自分の米を食ひ盡すと云ふ事になりました。御承知の通り米には配給統制とか消費規正とか却々むづかしい法律が出來て、米屋として圓滑に仕事ができぬと云ふので、私共が考へ、企業合同してやつた方が宜からうと云ふので、業者が三人四人よると企業合同の話ばかりでありました。

一面において國策に順應すると云ふ見地から、闇取引をせぬことや、節米の主旨を徹底させるのに業者として協力の一員となるべく、又三月中旬から、外米混入の勵行について常に經濟警察と協力するように、集めて警察署長さん經濟主任さんから國策の趣旨等に就いてお話していただきました。然も皆さんは營業者でなしに國策の協力員となつたと云ふ氣持で、治安關係に及ばした時には我々も諸君も同じ責任を負ふのだと云ふお話を願ひまして、多い時には月に五、六回も會合して米屋の立場と云ふことをよくお話願つたのであります。是れが精神方面に非常にショックがあつて、我々は實に銃後に於ける米屋と云ふものが、重要なものであると云ふことが自覺されたのであります。此の企業合同になります前にさう云ふ事ではありますが、その氣持が役立つて組合は理事長を中心に一丸となつて米の配給に萬全を期すると云ふ氣持が濃厚になりました。七月の半に、理事會を開いて企業合同をするか否かと云ふ事で一週間ばかり毎日研究會を續けました結果、企業合同の實際を視察に行つたらどうかと云ふので各方面に參りました。かくて段々認識が深くなり個々の意見を徴しました。三分の一以上の反對があつたらやめると云ふことにしましたが、

企業合同をしなければならぬと云ふ幹部の意見が一致して九月一日から実施しようと云ふ決議を見たのであります。其の場合株式会社によるか有限会社にするか、考へられたが、商業組合を主體としようと思ひ、その準備として組合員の意見を訊かうと云ふことにしましたのが八月の始めで、組合員を集めて企業合同に對する意見を訊いたのであります。私共では五月の米穀配給量から比較して八王子市内の米穀業者百七人が一月百二十圓の經費が出ることを算定して、配給米の利潤を其の一ヶ月の經費で割つた。處が業者が五十名乃至六十名あれば良い。五十七名を犠牲にすれば合同出来ると思ふ基準が出来た。然し、さう「もの」を棄てるようなわけには行かないから、五十七名を基準として合同しようと云ふことにしました。然もその中におきまして色々デマが飛びまして、少數配給業者がオミットを喰ふのではないかと云ふ憶測が横行しまして、色々困まりましたが、漸く幹部の原案が賛成を得まして、九月一日から實行を目標にして、満場一致、實現にとりかゝるべく意見がまとまつたのであります。そこで八月五日に於きまして準備委員會を開いて各々共精所の設置、事務所、定款を拵へて、八月二十五日に臨時總會を開いて、商業組合自體で

やると云ふ決議をしました。其の時の總會は實際嘗てない様な一致振りで殆んど感激そのものでありました。我々業者は長年の父祖傳來の業務をすて裸になつて配給員、統制員になつて働くと云ふ、よくあゝ云ふ氣持になつたと感激そのものでありました。其處で一週間許りの間に如何に是を實施するか苦心しました。如何にしても配給量が少いので、難問題となると思ひましたので、二十五日迄個々の配給をなし、九月一日から一齊に登録式通帳による制度をとつた。御参考までに申しますと、組合の範圍は一市十四ヶ町で現在十萬九百八十何人かあります。現在——本日は丁度もち米の配給を頼んだので生憎數字を持つて來られなかつたので、判つきりした數字は判りませんが、——配給量に少し足りないところを苦心し、八王子と隣町の小宮町を九月一日から、通帳制を行ひ、隣町に逐次及ぼし九月一杯に普及させる計畫で準備にとりかゝつたのであります。一方消費者に對しては、書いたものや何かは非常に誤解を招くから共精共販に對する講演會を催はし、二十八日、二十九日に四回やりまして、一回平均、二千人ですから八千人集まりました。主として主婦達が來られ、節米の必要な事、又米の配給の順序につきよく御説明申上げ、最後に共精

共販が節米の趣旨から出たものであるから、どうか、消費者は協力をしていただきたい。協力すると云ふ事は各家庭に於て節米をやつて戴ければ、米の配給が圓滑に行くと云ふお話を良く申上げました。處が非常に消費者が私共のやる事に理解されて、お米は確實に貰へるんだと云ふ氣持で皆様歸へられました。以前は配給量が少なかつた、め個々の店では圓滑な配給が出来ず、お得意の中でもお米を買ふのに列をなす有様で、村から街に買ひに来る者は一日か、つてもお米が手に入らないと云ふ様な譯でした。實施後に於いては、各村で、企業合同のために私共は完全にお米が喰べられると云ふ涙のこぼれる様な話もあり、お蔭様でお米が喰べられる様になりましたと御禮を云はれた様な譯であります。此の實施前には三日も四日も代用食をしたと云ふ實情でした。轉失業に對しては組合員百七名の中、郡部、部落の業者は副業が大部分で農業をやつて居る者もあるので、是は轉失業問題に對しては餘り考へて居らなかつたのでありますが、唯市内の百七名がどうかと云ふので對策を講じましたが、轉業と云ふほどの必要がないやうに考へられましたので、只精麥方面の仕事が足りないので、精麥工場も製粉事業も起すと云ふ、米に關した仕事を起すべ

く目論んで居ります。現在は九十四名の掛員を採用して居り、残りの人は卸商部と他の業に従ひまして、其の心配はないのであります。

それから給料と配給所の話ですが、配給所の設置に關しての基準ですが、Dさんの案で五十俵を以つて配給所を立てる、位置としては從來の店舗を利用し、間口は三間半以上、家賃は電話付三十圓、さう云ふ事で現在やつて居ります。八王子市に於いては現在十ヶ所郡部では二十三の配給所を持つて居ります。精米所は今迄の工場を三つ利用して居りましたが一つふやして、十九馬力半でやつて居りますが、近く四十馬力の精米機十臺にして十月から米を搗く様になります。現在二百七十坪ですが狭いので、隣地を借りて擴張して三百七十坪を買収すべく交渉して居ります。組合員としては兎に角今迄お互に商賣敵として表面は平和を装つては居りますが、内心は商賣敵として多少業者同志でも氣持の良くなかつた者もありますが、共同してやる様になつてからは非常に仲良くなりまして、我々は國策に沿つて配給の一技術員としてやるんだと云ふので、定刻よりも早く、夜遅く迄氣持よく、仲良くやつて居ります。同志中には劍道部山岳部をこしらへてお互に修養して居りま

す。精米所も配給所も朝八時から夜五時迄、特例としまして配給所は七時迄やる事になつて居ります。毎朝八時を期しまして朝禮を實行して居ります。我々は個々の商業をやめて配給員であると云ふ氣持を植付けるため朝禮をやり、それから仕事をやる、もし其の時に買ひに來た方は共にさう云ふ氣持になつて欲しいと云ふので實に和かであります。從來の店舗の利用につきましては研究中でありますが、今迄も雜穀を取扱つた關係上、多少並べて居る處もありますが實に淋しいございます。電話も六十七本ありましたが十三本を配給所と精米所の電話にして使つております。電話も企業合同があつた、めに、千六百圓の電話が七百五十圓位に迄ガタ落ちで昨日は九百幾らと云ふ話もあります。自轉車等は米屋が使ひましたものは、堅牢で、方々から世話して呉れと云はれる位で其の始末も心配はありません。精米機は組合で纏めまして適當な方面にお世話し度いと考へて居ります。何にしても色々準備建設中で、精米機は有用なのを其の儘持つて使つて居ります。

唯茲で申上げ度い事は我々は六十圓の給料でやる、と云ふ氣持が各組合員に漲つて、分配關係につきましては何にも考へて居らない。夢中で企業合同をやつたと云ふ事でありま

す。今迄商人と云ふ者は主人が朝から晩迄家でやつて居りまして、家内が主人の缺點を見て居りまして、商家では女の方が権力が上の方でしたが、今度は掛員として朝は決つた時間に出て、夜遅くなつても自分は滅私奉公をやつて來たと云ふので、家庭の状態が一變して、又今迄の様な個々のお得意の配給圓滑をどうしてやつたら良いかと云ふ心配もなくなつて、家族中喜んでやつて居ります。精米機に別れる時には、永年食はして貰つた機械が二度のお務めで、共同精米所に持つて行かれると云ふので、お別れの晩は鹽原太助の馬の別れの様な情景で、是を引取に行つた人夫もホロリと涙を流したと云ふ話もあります。そんな譯で現在三月を過ぎましたが、一時は配給が少く心配しましたが、其の場合に於いても掛りの役員、掛員は事務所に残り、立川支所から配給米は何俵と云ふ報告が來る迄、或る時は十二時迄も待つて居りました。そして何俵々と云ふ、多い場合には萬歳をし、少い場合には明日の配給はどうしようと云ふ事で徹夜をした事もあります。自分を忘れて共同體の仕事をして居る様な譯で實に涙の出る様な事もあります。毎日の消費規正も手持數量と睨み合はせ、要するに、一日の配給量を各販賣所に通知して、其の日の販賣をして居

ります。配給方面も研究して、今迄二合でありましたが四勺増して、大人は二合四勺にして居ります。企業合同を致しまして業者は朗かに仕事に従事して居る有様で、なほ細かい點につきましては御質問に依つてやり度いと存じます。

企業合同の目的

司會者 有難うございました。皆様から經驗談として非常に結構なお話を伺つたのであります。

つきましては次に、お集りの皆様から、今迄のお話に結論をつけて頂きたい。結論と云ひましても甚だ漠然として居りますが、大體要點は、企業合同をする目的如何、企業合同をすれば勢ひ収入が減る場合があるが其の真相はどうか、又企業合同の形態は何一番がよいか、地區的に經濟的關係を中心とするか、又企業合同は寄合世帯であるが、其の意志の單一性を保つ爲の工夫、更に合同後は商業の新體制のみならず、生活の新體制が必要であるが、それをどう云ふ風にして育成して行くか、又轉失業との關係から合理化をどの程度

に行ふか、更に物品販賣業でありますから消費者との關係をどうしたら一番巧く行くか。又合同參加者の將來に對してどう云ふ配慮が必要であるか、と云ふやうな點が何人も聞き度い處と考へます。さて第一の目的であります、今迄のお話は殆ど全部國家的目的を強調せられ、誠に御尤であります。國家的目的と云ひますと、計畫經濟の狙ひ、生産性の昂揚の線に沿ふ事で或る場合には是が業者の立場からの經營改善の目的とも考へられ、又一方配給統制といふやうな國家目的だけが強調されるのであります。それらの點はどう云ふ處で調和されるか、又合同に依つて公益配給機關となつた場合、從來の自由主義經濟時代に比べて収入が少くなる。それは合同の爲に少くなつたのか、他の原因で少くなつたのか、此の處を研究する必要があるかと思ひます。それについてAさん。

A氏 私の方は、最初申し上げた通り國家的目的と云ふ事になります。然しながら、一般的の商業の方面、是は當然國家的目的と云ふ事と業者自身の立場と兩方巧く調和する必要があると思ひます。私の方と同様、圓タク業者がありますが、企業合同を強制的にやらせて、警察署單位で全國的に纏つて、是は我々の立場と違つて、ガソリンが極端に少くな

つて、タクシーそのものが、戦時経済にどれだけの必要性があるか、トラックに比べて差がある譯で、タクシーの方面ではどつちかと云ふと業者自身の立場からで、業者自身の感情としては、さうでないかも知れませんが。まあはつきりした結論と云ふ事は経験のない事で申上げられませんが、一般的に考へますと兩者を調和して考へる必要があると思ひます。

指導方針に於きまして、私は常に云つて居りますが、國家目的を振りかざして企業合同をやると云ふ、組合としては當然であります。が端的に見てガソリン——私は直ぐ例をガソリンにとりませんが——國際情勢はアメリカが禁輸するかも知れない。一滴も來なくなるかも知れない。さうなつた場合に小さな業者がいつ迄ふんばつて居られるか、誠に前途は暗澹たるもので、今の内に企業合同をして整備して置けば、將來突發的の事が起つても當分忍んで行く事が出来る。最悪の場合を考へて御覽なさいと云つて居りますが、一般の商業と違つて現實に事變以來収入が増えて來たのを企業合同に持ち込んで行くので困難であります。が、それにも拘らず理解したと云ふのは、將來の見透しについて不安を持つて居る、それで自分の安定策を考へると云ふ業者自身の立場から理解したと思ひます。

企業合同と収入

司會者 収入が企業合同に依つて減ると云ふ考へ方が一般に行はれて居りますが、他の事情が同じならば經營の合理化されただけふえるわけで。

A氏 扱實際問題としてかう云ふ事があります。個人ちや所得税を……假に一臺、二臺持つて居るのがあるとしてかなり儲けて居りますが、殆んど税を収めて居ないのが多い。會社形態を作るとして其處に一つの悩みがあります。二十臺三十臺集めて十五萬圓と云ふ資本が出来、一割迄ですが、百分ノ十八で、資本には百分ノ一・五で、それを一割を超えた場合二割五分、三割五分迄は幾らと云ふ臨時利得税が掛ると、儲るには儲つても税金に取られる。先づ儲けの六割五分、七割は税金になると云ふ事で、折角儲けても税金に取られるのは如何かと思ひますが、取られると配當も少くなる。

司會者 株式會社、有限會社制はどんな形態にしても税金は高くなる、組合はさうはな

らぬ。

A氏 私共の方は政府の指導方針が株式會社一點張りと言ふ事にあつたので、我々は最近有限會社を盛んに吹聴して、ちつぽけな會社には都合よく出来てゐるから、せいと云つてやつたのでありますが、多少ゆとりがありますから……會社形態と云ふ事を鐵道省方面でやかましく云つて居るので、我々の業界ではそれ以外は困難で、現在免許營業でない一般商業は比較的小さな地區でもつて組合形態で企業合同をするのが適切だらうと思ひます。先程お話がありましたが無如にして寄合世帯を精神的に纏めるか、單一形態と同じにするかと云ふ問題がある。まあ組合形態が一番いゝ。

司會者 今日お見えになつて居りませんが、製氷販賣の方は企業合同をした爲に此の時局下でも非常に具合がよい様でありますね。

A氏 氷屋さんなら儲かるが……、私共運送屋と云ふ立場から比較的よくあらゆる商賣の内情に通じて居りますが……昔は氷屋さんと言ふ商賣はまあ極端な業者で一夏で一地區の氷屋の——氷を引つかける鈎がありますね——あれで殴つたとか血を出したとかの無い

ことは事變前は殆どなかつたんです。それが企業合同を行つた爲、一定の價格で——價格は抑へられて居りますが——競争する時代よりは遙かにいゝやうです。

司會者 相當成績がいゝです。強制せられずに自發的でしたね。

企業合同のまとめ方

A氏 細かく得心の行く迄説いてやる事で、政府からも命令も何も出なかつた時に……八月でしたか、山形縣に呼ばれて山形縣の代表者が百五十人許り居る處で二時間餘りお話し、しましたが、實に感銘を受けました。將來の見透しを考へると企業合同をしなければならぬと云ふので、其の晩の内に相談をして、地方としてはまつ先きに企業合同が片付いたと云つて喜んで居りました。得心さへすれば合同は出来るものだと考へて居ります。

司會者 然しどうでせう。企業合同をしなければならぬのだ、將來の見透しから企業合同が有利だと云ふ事を假りに認めても澤山の業者ですから却々納得しないでせう。或る程度官廳方面の強壓が要ると云ふ事で……先程もお話しがありましたが無如、現在社會では役所

が企業合同を振り廻し過ぎると云ふ非難がありますが、私は反対だらうと思ひます。

A氏 それは役所が振り廻し過ぎると云ふのは觀念論的な振り廻し方ではいけない。先づ業界の主だつた、野心的でない人、純粹無垢な人にやつて貰ふべきで、上意下達、下意上達と云ひますか、統制される者と統制する者と一致すれば、それに向つてぐんぐんやるべきで、大勢でありますから云ふ事を聞かない者もあるが、それを強力な刺戟を與へると云ふ事が必要で、我々警視廳に頼んで——強壓などと云ふよりも強力な刺戟と云つた方がよいと思ひますが——後の方でサーベルをガチャつかせる、地區々々に依つて警察と連絡して講演會等をして一般的な情勢を話し、合同するのが良い方法だ、と云ふ事を熱心な署長さんがお話しをして下さる。かう云ふ譯で合同……。

D氏 Aさんの云はれた通りだと思ひます。

司會者 Cさんの方は割合に自發的に出來ましたね。

C氏 東京府から強力な刺戟があつたからですよ。東京府の商工獎勵館企劃部へ組合の幹部が行つてナニされてきて、商務課長が結局合同販賣でなければいけないつて、歸つて

來ましたよ。それで共販の話しをすると先生さう云ふ先入觀がありましたから割合に判つて居りましたが、外が猛烈な反對で私は仕方がありませんから、自分でタンサン紙に圖解して方々持ち廻つて歩いた。どうも反對が多いので而も幹部の反對で困りました。あれはどう云ふんですかね。××の方で火の手が上つて來た。酒屋を排撃すべきを主眼に共販に出たんですから純なものでなく酒屋を排撃する爲に共販をしようと云ふのでゴタ／＼したんです。それで其後私の方へ速達で共販に関する相談をしたいと云ふので××の公會堂へ行つたんです。あそこを中心に五ツ位の組合が寄つて居た研究會からも二人行つて居りました。そこで私がどうしても共販で行かなければ駄目だ。問屋がやつて居るんだからこつちがやらなければならぬと一時間位かゝつたでせう話をしました。さうしたら研究會の人が、聯合會の幹部が駄目なのか、それは怪しからぬ、と云ふので其の翌日か組長が主事の處に呼ばれたらしく、急轉直下研究の餘地なし、と云ふ事で書類が出來ました。それでも判らないのが四ツ五ツあつた。だからつい十一月の配給、其の前の十月の警察の特別配給に辛うじて間に合つたのが二ツ三ツあつたんです。

矢張り今の御説の様に官廳方面の指導力がかう云ふ時には相當物を云ふ。警視廳方面の推進力も相當なものでした。

主催者 Cさんの方は大分情勢が悪かつたと云ふ影響もあつたんぢやないでせうか、最悪の状態にあるから打開策としては或る程度は捨て身で行けると云ふ意味の暗示が特に強く響く情勢にあつたんぢやないでせうか。

C氏 是は自分で確かに聞いた事ではありませんが、問屋口銭が九錢で、それで十錢呉れ、ば俺の方で配給してやらうと云つて居た人があつた様でした。私共の方はそれをやられたら大變です。それでどうしてもやらなければならぬと云ふ心持と、も一つ強く考へられたのはばらばらにして置くと、幾ら警察がやかましい事を言つても鼠みたいにこそそ闇をやる。共販で闇を抑へると云ふ事も重大な條件なんです。先程申上げませんでした。現在需要家は非常に喜んで居ります。十一月の配給の時の喜び方と云つたらありませんでした。今年には炭があると云つて喜んで居ました。二日許り前にも需要家の人が来てどうも炭屋さん今年は助かつたよ。僕の處も二俵三俵貰へる。今年には炭で苦勞しないでい、去

年はひどい目にあつたと云つて喜んで居りました。實際何の苦勞もなく金を用意さへして居れば闇もなく炭屋が持つて来て呉れる。まあ多少角俵、丸俵のいざごさは有りますが、是なんか小さな問題で、今年の冬は炭屋さんがかう云ふ風にして呉れたので困らないと云つて喜んでゐる。是丈でも十分だと思つてます。

D氏 一般的にさうだと云つても、米屋の場合には所謂役所の強力な刺戟と云ふ方法は執らなかつた譯であります。ですが御承知の通り、大體此の東米商聯の具體案なるものが普及せず理解されない内は反對で、行きわたるに従つて理解されたと云ふので、下から盛り上つて来る全面的情勢になつたと云ふのが事實であります。それと所謂必然性、情勢の切迫と云ふのが一致した譯で、理論とイデオロギ―と具體案と情勢が一致したといふやうな譯で、議論の餘地は何もないと云ふ事になつたのであります。

それから先程お尋ねでしたが企業合同の經營について如何にして單一化を圖るかと云ふ事は是は殊に米屋としては困難な問題なんです。と云ふのは殆ど大多數の者が、所謂九尺二間でもいい、から獨立店舗を持つて、一國一城の主となりたいと云ふ氣持で粒々辛苦貯金

して獨立したと云ふ獨立的な氣持の人達が企業合同經營にびつたり來るかどうか非常に問題なんです、此處で一つ其の氣持を活かす。それが活かされて行くと云ふ、何と云ふか満足を感じる點は組合員の出資であり、組合員自ら勞働して經營するものであり、資本と勞力と經營と三位一體である。何人に使はれるものでもなく、何人の自由に左右されるものでもなく、他人の勞働を使役するものでもない。そこが共同の組合員の獨立自尊的な、精神的なものが活かされて行く満足であります。是は近頃巷間に傳つて居る如く、或る方面の意見が精米に於ける手數料制度、配給の手數料、請負制度と云ふものが能率増進の點からして、或ひは其の方がいゝのではないかと云ふ意見があるらしいと云ふ事に對して非常な反對氣勢です。是は不思議です。請負制度ならば喜び相なものに、又仕事の自由と云ふ事も相當殘される譯だから、所謂舊體制的企業合同反對論者と反對的氣分であつたものならば歓迎し相なものなのに、業者はさう云ふ制度はいかん、東米商聯の精神はさうではなかつたと云ふ事を言つて來る者が多い。其の點はむしろ意外であります。今も申しました様に三位一體の全體としての實施性と云ふものに満足感を持つて居る、此の氣持を育

てて、さうした全體主義、指導者原理と云ふものを徹底的に植付けて行かなければならぬと思ひます。

企業合同と轉業問題

司會者 たしかにDさんの云はれた様に、社會思潮と云ひますか、考へ方が變つて來たと云ふ事になります。それに關聯して問題を出したいんですが、企業合同をやつた場合に私の見込みでは、殆んど全部の業界を通じて店主と云ひますか、業主丈は其の職業に残り得られると思ひます。

A氏 出來ます、業主丈はとゞまつて居られますよ。

司會者 私は三年程前から、商業者は三分の一で良いと云ふ事を云つて居つた譯であります、調べて見ますと、大體店主が一、家族従業員が一、店員が一の割合で、家族従業員、店員を轉業させれば良い。

A氏 私の計算でも、一般と違ひますが、ガソリンが少くなれば能率が少い譯ですが、

絶対に店主についての轉業の必要はない。一般的に考へて、是は大ざつばな計算ですが、爺さん婆さんを抱へてまで滿洲に行けと云ふ必要はないと思ひますね。

司會者 吾々の考へてゐる合同は今の政策に相當重要な資料を與へると思ふ。その意味に於て。

A氏 業主の一部を何處かに轉業さして、残つた者で、舊態を持續しようと思ふので、英國みたいに、主腦部になるものが自分達の使用人もそつくり残して置かうと思ふと、弱い業者は爺さん婆さんも滿洲へ行かなければならんて事になるんですね。

D氏 合理化、整備、と云へば一概に業主の一部が整理されるものと考へた處に反對も非難もあつたのではないかと思ひます。

A氏 是は徹頭徹尾組合で指導すべきであつて、商工省に行つた場合にいきなり頭からお前は滿洲に行けと云はれたと憤慨して居た者もあります。聞きちがひかも知れんが、それをやるから小賣業者の憤懣も強くなるんですよ。

主催者 従來商工省がやつて居つた場合の問題ですね。

D氏 警察取締が、滿洲に行けと云つたお巡りさんがあるとか何とか。

主催者 言葉じりの問題ですね。

C氏 人の言葉じりをつかまへて腹立つ前に自分達が反省して機構をつくり、遠方に行かないでも良い様にするのがいゝでせう。

主催者 業者から云へば、自分の生活が出来るか、出来ないかと云ふ瀬戸際に、考へなしないことを云はれるので昂奮するんですね。

C氏 どう云ふ風にして行くか、私達も研究して居りますが、増産計劃が果してどの程度迄出来るか、滿洲の炭、臺灣の炭がどの程度迄来るか、一般の家庭に八俵乃至十俵を配給し得られる丈のものが確保し得られるならば、司會者さんが冒險的だと仰言つたが三分の一にあてはまつて居りますね。それでまあそのかはり親父が何にもしないで居ると云ふ事はありません。件は大抵勤めに出て親父は家でやつて居る。炭屋には殆んど若い衆は居なくなつた。まれに今迄大きくやつて居た業者の處では二人や三人残つて居るものもありますが、それはまあ年期奉公的なもので、兵隊検査迄と云ふのが多いんでせう。

D氏 あらまし炭屋さんは整理をされて居た。

C氏 問屋なぞ妙なもので、一昨年頃には若い衆に新聞を見せるのを嫌がり、新聞を見て居ると取つてしまつたと云ふのがあつたらしいです。

先程のお話の様に着物を着流して、ぶら／＼して居つた者が洋服を着て働くと言ふ事になつたので、非常に良いと思ひます。

A氏 別問題かとは思ひますが、一番必要な事は指導者であります。是れは昨年あたりから企業合同をやる時に西日本の方は出来ましてから一、二年経つて居る所が多いのであります。其處を見て歩きまして、成績がいゝと思ふのは指導者がいゝのです。やはり指導者の力によつてぐん／＼押して行くと云ふ方法が良くはないでせうか。

司會者 確に指導者ですね。

A氏 それが良いれば、業者全體に對して集つたメンバーの和と云ふ事も殆ど確實に望めると思ひます。

D氏 今度の政府の新體制には指導者の確立と云ふ事が強調されて居るやうであります。

が、企業合同についても、やつぱりこれでなければいけないと思ひます。

企業合同の内輪話

司會者 役所の方とすれば、第一線の指導者を何うして養成するかと云ふ事が……。

大分時間もたちましたが、企業合同が轉失業の方面から見ても是認せられさうだと云ふ事は、非常に結構であります。大分むづかしい話が續きましたので、最後に、Cさん、Eさんあたりから企業合同の内輪話を、非常に愉快だつた事、つらかつた事を、つまり挿話を一つ。

C氏 私共、共販をやらなければならんと氣が附きましたのも、實はあなた方に御伺ひして此の程度なら賛成して居るのだなと方々打診して歩きました。それを提案して見ましたが、猛烈な反對で此の連中に話をしても駄目だと思ひました。それから仕方が無いから自分一人でやらうと思つて十五日位世間の様子を見て歩きました。人にすゝめるより自分の所で先づやらうと思つて私の地區だけで共販の總會を開いた。さうしたら經濟の主任さ

んが何うだやれるかと云ふ、自信があるから大丈夫と云つたら、ぐんぐん押すからなと云はれました。やらなければ我々が駄目になると思つたので、署長さんの所へ行き話しました。すると俺が行つてやると云ふので、来て下さると思つて居りましたが来て下さらなかつた。

いよく總會になりましたが、米屋と酒屋は五日も、六日も前から結束して反對氣勢をあげて居ました。そこで私はこんな時は腹で行けばいいと思ひまして、強く出ないで何うか一つよろしく願ひする、君等と炭屋とは大變事情が違ふ、全體主義經濟は炭屋だけは死んでもいいと云ふ事は無いあなた達は温床の中に居る、我々が困つて居るのに頑張ると云ふのは現在の日本の事情から云つても許して貰はねば困る。手を上げてくれと云つて頼みました。誠に汗顔の至りだが願ひすると頼みました。

さうすると、誰もあまり上手に頼まれちやつたので何とも云はないで、しようがないと云ふので……。

其の代り僕達の方はこれしか貰はないのに貴方達には一箇月六圓八十錢あげる豫算を組

んであるから、勘辨してくれと云ひました。警察の方では野郎一人でやれるかと心配して居ましたが、うまく行つたなあと云はれた時は實に嬉しかった。後で考へたんですけれど署長さんが来てくれなかつたのがむしろ人心の爲によかつた様に思はれました。何だか官憲の力をかりて押しつけるやうで。

主催者 案するより産むが易いと云ふ譯ですね。

司會者 Bさん何うですか。

E氏 一番困つたのは、自分の名譽の爲に官廳と話し合つたと批難されたことです。最近は漸く判つて來ましたが、當時こんな事をやつた爲に署長が撲られたとか石を投げられたとかデマが多く、最近は無くなりました。組合員の事に就いて消費者が、あれは米を胡魔化して喰つて居るとか、歸つて來ても一時頃迄電話でじゃんくやつて來る。そこで自分らは生活を變へて行かなければならんと云ふ事に氣が付き、九月一日限り番頭小僧女中も歸して家族五人で初めは無理でしたがやつて居ます、私がやらなければならんと思ひまして苦痛もありましたが、やつて居るやうな譯であります。

初めは東京は自由に買へるのに、八王子ばかり困る等と云つた人もありましたが、近頃は道で會つてもいろいろ御骨折りでしたと反對者に感謝の言葉を云はれるやうになりました。八王子と云ふ處は政治的に動いて居る處で、物資開拓員と云ふのがありまして、どうでかうかと云ふのでうるさかつたのでありますが、此の頃では笑つて話が出来る様になりました。然し最初は實に苦痛でした。

D氏 消費者の方々に御理解願ひたいのは、炭屋さんも配給所が少くて、配達の手配が少くて、米が共精共販になつた場合にサーヴィスの低下が非常に聞くんですが、是はくれぐれも企業合同になつたためのサーヴィスの低下ではなかつて、配給數量の少いと云ふ事に原因するのであります。

例へば従前ですと十日乃至多い處では一ヶ月分を一回に配給して貰つて居た家庭でも、何合何勺配給すると云ふ場合が出て来る。かうなると今迄一千軒の得意に對して従前は二千回配達すれば良かったのが、一萬回配達しなければならぬ。五倍の手数が掛ります。と云ふ事になると合理化、人員の合理化處ではない。殆んど不可抗力、サーヴィスの徹底が

不能なんです。全體量が少いと云ふ事情に對しては、消費者も配給機關も協力して善處し我慢して頂くと云ふ事を理解して貰はなければならぬと思ふんです。

司會者 本末顛倒の非難を受けるんですね。

主催者 たゞ消費者としては配給業者に對して萎けた氣持を持つて居る。ですから言葉の問題で消費者の反感を買つてはいけないと思ひます。今の實情を認識させる事が大事であります。なるべく末節な問題で消費者を刺戟しない様に。

A氏 企業合同をするためには、チャンスをつかまへる事が非常に大切ですね。世の中が動くと極端な不安に驅られる事があるので、チャンスをよく見て一氣呵成にやる事が非常に必要ですね。

司會者 何か實例はありませんか。

A氏 實例と云ひましても私共の方ではなくタクシーの方で、タクシーが眞ツ先きにやつた。ガソリンが極端にへる。次の物動計劃に依つて半分以下になると云ふ事が豫想されまして、是ちや仕様がなないと云ふので、今迄は自由に任せてあつたんですから、其の強壓

的、と云ふ方法をとりました。トラックの方はそれ程ではないと云ふ事が判つて居たのでありますが、皆の氣持としては自分達も今にあゝなるんぢやないかと云ふ氣持になつて來ました。其處をつかまへて自分達にもやがて來るだらうと云つたら、一氣呵成にやるのが良いと云ふ事になりました。

E氏 恰度私の方でも組合員が色々意見を出しました時に、パンフレット、あれをよみましてまるつきり變つて來ました。

主催者 企業合同の結果収入がふえると云ふお話もありましたが、小賣商人は家庭勞働が手傳つて収入がふえて居つた、それをしめ出すと収入がへると云ふ事はありませんか。

司會者 從來扱つて居る品物の單位當りの手数料が決つて居ますから、家族十人が従事しても、一人でやつても利益は同じで、一所に集めてやれば利益はふえますよ。勞力の轉換の問題で、利益には關係ありません。

A氏 先程の税金の話で。

司會者 まあそれは後にしませう、では色々有難うございました。

企業合同を繞る諸問題

主催 東京府物價統制協力會議
八王子市役所

司會者 八王子市長 關谷源兵衛

講述者 東京府立商工獎勵館 企畫部長 松浦誠之

本稿は昭和十三年二月四日八王子市役所に於ける企業合同懇談會の記録を整理したものである

主催者 挨拶

關谷 皆様大變御多用の折にも拘らず、御參集を得まして、主催者として厚く御禮申上げます。本日の催しは、東京府物價統制協力會議と八王子市の共同主催の下に、現今轉失業問題と共に社會の視聽を集めて居りまする、中小商工業者の企業合同に關しまする懇

談會を豫ねてから催したいと考へて居りました折柄、東京府商工獎勵館の松浦企畫部長の御都合をお伺ひ致しましたところ、御快諾を得ましたので此の企業合同に對しまする根本的の知識と新しい認識とを、我々は共に得たいと、斯様に考へまして、今日此の會合を開いた様な次第であります。で、先づ最初に、松浦さんから、企業合同に對しまする權威ある御意見を伺ひまして、それから、こゝにお集り願ひました當市に於ける有力な當業者各位の、お訊ねなり、御意見を承りたいと考へるのであります。尙、東京府に於きましては、高度國防國家を建設する上に於て、豫ねて人的再編成と言ひませうか、左様な意味に於きまする轉業問題と云ふ様なものに對して、東京府臨時職業指導部と云ふものを設けられた様に私共承知して居るのであります。其等の御方針に付きましても今後の我々の参考に資したいと考へて、松浦さんからいろいろお伺ひしたいと思ふのであります。いづれに致しましても、此の問題は、今後當市に於きまして、最も重要な問題として取上げられる必然性を持つてゐると思ひますので、本日は眞劍に、御意見を承りまして、此の催しを意義あらしめたいと、考へる次第であります。

三浦 (東京商工會議所企畫部長兼協力會議常任幹事) 只今市長さんの御挨拶で、本日開催の

趣旨は、既にお解りの事と存じますが、私共關係の、東京府物價統制協力會議も、本日の催しに對して、多少お手傳をしたと云ふ意味で、松浦さんのお講話の前に、一言御挨拶させて頂きたいと思ふのであります。

御承知の通り、企業合同の問題は、最近いろいろの意味で、各方面の注意を引いて來て居るのであります。勿論、企業合同が問題となつて參りましたのは、今に始つた譯ではございませんで、大分前から問題になつて居ります。事變が始まりまして、統制が次第に強化せられるに従つて、特に各方面の注目的になつた。併し考へて見ると、極く最近に至つて、企業合同に關する考方と申しませうか、立前と申しませうか、それが大分變つて來た、と云ふ風な感じが致します。申すまでもございせんが、以前の企業合同と云ふものは、皆様の御都合のよい方がお集まりになつて競争力を増す、と云ふ意味の企業合同が行はれて來たのではないか、例へて申しますと、自由競争主義と言つた様な立前、或は自己保存と言つた立前、積極的に言へば外のを打倒する、と云ふ意味で

やつて来たのではないか。それが、最近の企業合同と申しますものは、色彩が變つて参りました。此頃問題となつて居ります。東京府の米の問題も配給機構の整備、消費規正の問題と關聯して、企業合同が考へられなければならない、更に昨秋以來急激に問題になつて参りました轉失業問題に對しても、企業合同が矢張問題の俎上に上る、斯う云ふ風に考へられる。其の様に、從來の企業合同と、方針が變つて来て居る。其の意味に於きまして、商工業に關係して居る皆様の御注意も、企業合同に對して、一層度が加はつて来る、と云ふ風に考へられるのであります。私共、兼々商工業界の改善發達と云ふものに就いて、及ばず乍ら努力しなければならぬ立場にある關係上、本問題に就きましても、微力乍ら多少考慮を廻らしたのであります。其の意味合に於て、先般私共、東京府物價統制協力會議の主催によりまして、本問題の懇談會を催し、其の席上に於きましても、東京府に於て、充分なる指導的立場にゐられる松浦さんの御可會を願ひ、且つ實際に企業合同の體驗のある方の御出席を願つて座談會を開催したのであります。さう言つた次第で、多少は此の問題に就きまして、從來努力もし、更に亦實際的な趣旨の徹底

にも努めて来たのであります。御當地に於ても、本問題の重要性に鑑みられて本日の様な御計畫をなさいました事は、大變結構と思ひまして、寧ろ私共の方から、願ひした様な次第でありまして、此の會の開催の運びになりました事は、主催者の一員として心から喜びとする所であります。殊に、松浦さんにはお忙しいところを特にお出で願つたのであります。外の會合を三つ四つもお断りして来て頂いたのに對しまして、厚く御禮申し上げます。皆様としては、充分松浦さんのお話をお味はひ下さいまして、豊富な御體驗から、忌憚のない御意見をお洩し願ひたいと思ひます。

企業合同は一時的な問題ではない

松浦 私は何時もながら先走つた事ばかり申上げて、問題を起し、甚だ恐縮に存じて居ります。本日御懇談を願ひまする企業合同の問題に致しましても、昭和十三年當時から、提唱した問題でありまして、若し私の説が當らなかつたならば、非常に幸であつたと考へるのであります。不幸にして情勢は御覽の様な有様であります。つまり企業合同と

云ふ問題が、只今市長さん、竝に三浦さんからお話があつた様に、重要問題になつてしまつたのであります。

さて企業合同を中小商業竝に中小工業がやらなければならない理由としましては、物が足りなくなつた、と云ふ一言に盡きるのであります。が、之を大きく見ますると、我々が大東亞共榮圈を確立する爲の絶對的要件でありまして、國民の勞力配置の問題に關聯して參るのであります。私は、之を國民體制の確立、と云ふ言葉で呼んで居ります。さうして之は、大東亞共榮圈の確立の爲の國民體制確立であると共に、其が確立した後の人口分布を頭に入れた計畫でもあるのであります。何故左様な事を申しますかと云ふと例へば先日の新聞にも出ました様に、我々は内地米を喰べて、お釜を飼つて、之をアメリカに賣つて、産業の大宗にして居つたが、今度は其の生糸は、ヤンキーガールの靴下にせずして、大部分を羊毛代用品即ち繭纖維に直さなければならぬ、と云ふ事になつて居るのであります。之は大東亞共榮圈を確立する爲の根本策として、從來の經濟論と云ふものから、どういふ物を生産しなければならぬかといふ技術的計畫部面にまで這入

つて行かなければならぬ、と云ふ事になつた、一つの例でございます。扱て之に關聯して、全國の製糸業は、三割五分の窯を減らさなければならぬ、さうすると、其の部面はそれだけ何等かの形で收縮して、他の必要な石炭であるとか、鐵礦であるとか、軍需工業方面に職業を換へて行かなければならぬ、と云ふ事になる譯であります。併し之を紙上で計畫を樹てるのは、非常に樂なことでありますが、實際問題として父祖傳來の家業を變更して、經驗の無い所へ進出しなければならぬと云ふ事は、大變困難なものであります。従つて、其の人達に對して、「お前は其處で失敗したのだから、他の方に流れて行つたらよからう」と云ふ事は言へないのであります。今、生糸の例を取りましたので、其の話を續けると、三割五分窯を減らす、と云ふ事は、經營状態の悪い人達の窯を減らすと云ふ事ではいけないのであります。之は製糸業全體が公平な立場で、其の犠牲を負擔しなければならぬのであります。

斯様な意味合から、高度國防國家の建設の爲には、大きな産業再編成と云ふものが必要になつて來るのであります。産業再編成と云ふ言葉は、近時大聲叱呼されながらその實

體はピンと來なかつたのでありますが、内容は只今申しました様な意味合のものでありまして、職業轉換乃至轉失業問題はその裏をなすものであり、單に職業轉換乃至轉失業問題は共存共榮、同業相扶、或は同業共助の精神によつた企業合同によつて行はれなければならぬと云ふ事に、大體意見は一致して居るのであります。斯う云ふ意味合でありますので、企業合同をすると云ふ問題も、物資が多くなれば一應其の必要はない譯であります。併し、物資が豊富になると云ふ事は、大東亞共榮圏が確立した後であります。大東亞共榮圏が確立した際の事を考へて見ますと、我大和民族は南洋、大陸、どの方面に行きましても、非常に廣い自由な天地がある譯で、此の狭い國內で、角突合つて僅かな利益を分け合ふ事はないのであります。さうすると大東亞共榮圏確立後の日本經濟は従來の日本經濟とすつかり異つたものとなり、物資の増加は地域の擴大によつて帳消しとなる。さう云ふ意味合で、企業合同は非常時に對すると同時に、恒久策でもあるといふことになるのであります。

企業合同と稅務

扱て企業合同は國家的に見ても、私經濟的に見ても經營合理化となるが、遺憾ながら現行稅法は合同參加者に酷であるといふ論がありまして、企業合同の必要を痛感しながらも、稅金關係からその實行を躊躇する向も多かつた、そこで商工省は國策に協力する商工業者の憂を除くため、大藏當局と折衝して居りましたが、最近大藏當局の理解ある裁斷が下されたのであります。併し商工業者の企業合同といふものは、全く國策による第三の企業形態でありまして、従來の概念を超越して居るのであつて、大藏當局今回の裁斷も暫定應急的たるを免れず、今後根本的に検討せられるものと思ふのであります。私共としましても相當意見を持つて居りますが、問題が利害關係に密接するものでありますから、ここでは立法論的な議論は一切止めまして主稅局長の通牒を御紹介することゝ致します。

企業合同に於ける課税方針—主税局長通牒

(昭和十六年一月十八日附通牒)

近時中小商工業者等にして時局の必要に基き企業の合同整理をなさんとするもの相當有之候處之に伴ふ所得税、法人税、營業稅等の課税に關しては差當り左記に依り御取扱相成度此段及通牒候也

追而本通牒は大體の基準を示したるものなるを以て實際問題として之により難き場合又は之によるを不適當とする場合も可有之斯る場合に於ては夫々實情に即する取扱をなす必要ありと認められるを以てその實情及之が取扱方意見を具し速に申達相成度申添候

第一 個人商業者が合同して會社(株式會社、有限會社)を設立して従前の商業を之に引繼ぐ場合

(一) 會社に營業權(便宜上營業權と稱す)を出資する場合

(イ) 營業權の評価妥當なりや否や問題となるべきも既應の實績等に基き客觀的に評價せられ居るときは特に過大ならざる限り之を是認すると共に特に弊害ありと認められる場合を除くの外相當年間(十年程度)に償却することを認むること

(ロ) 個人に付ては會社に營業を引繼ぎたる時に廢業したるものとして取扱ふこと從て昭和十五年中に引繼ぎ他に營業を營まざる個人に對しては昭和十六年分の所得税、營業稅臨時利得稅は之を課せざること

(ハ) 個人が爾後株主又は社員として受くる利益の配當に付ては甲種の配當利子所得として、役員又は使用人として受くる報酬給料に付ては甲種の勤勞所得として所得稅を課すること

(ニ) 會社が營業權の讓渡を受け之が對價として豫め一定の金額を確定し之を一時に又數回に分割して支拂ふ場合

(イ) 營業權の評価が特に過大ならざる限り會社計算を是認すること、この場合に於ては當該營業權は會社計算の如何に拘らず之を資産として整理し特に弊害ありと認めらるゝ

場合を除くの外相當年間（十年程度）に償却することを認むること

(ロ) 會社に營業を譲渡したる個人は廢業したるものとして取扱ふこと従て昭和十五年中に譲渡し他に營業を營まざる個人に付ては昭和十六年分の所得税、營業稅及臨時利得稅は之を課せざること

(ハ) 營業權の對價として個人が受くる金額（豫め確定し居るものに限る）には一時の所得として課稅せざること

(ニ) 個人が當該會社より受くる利益の配當又は報酬、給料等に付ては夫々甲種の配當利子所得又は甲種の勤勞所得として所得税を課すること

(三) 會社に營業權を一應譲渡するも豫めその對價を確定せず會社は爾後に於ける會社の特別利益（例へば當該會社の取扱手数料の〇割に相當する金額の如きもの）を個人に對して各人の既應の實績等に基づき分配する場合

(イ) 會社所得の計算上當該特別利益の分配金は之を損金に算入することを認むること

(ロ) 個人に對しては當該分配金は個人の營業所得として取扱ひ之に所得税、營業稅及

臨時利得稅を課すること但し當該個人が爾後何等の營業をも爲さず且つ從來の營業所を完全に整理して他に轉居又は轉職（營業以外の業務に轉職する場合に限る）したる場合の如く實情に所て營業者として取扱ふことの明瞭に不適當なりと認めら、場合は乙種の事業所得として課稅すること

第二 個人商業者が營業の全部を商業組合又は商業小組合をして行はしむる場合

(一) 組合より既應の實績等に基づき特別利益の分配（手當その他名稱の何たるを問はざるものとす）を爲す場合は組合は個人の商業を代行するものと認め左記の如く取扱ふこと

(イ) 組合の剩餘金の計算上當該分配金は之を損金に算入することを認むること

(ロ) 當該分配金は之を個人の營業所得として之に所得税、營業稅及臨時利得稅を課すること

(ハ) この場合に於て組合員が組合の使用人として組合より給料、手當等を受くるときは當該給料、手當は組合の剩餘金の計算上之を損金に算入することを認むると共に個人に

對しては營業所得に算入して之に所得稅、營業稅及臨時利得稅を課すること但し組合員中少數の者のみか使用人となり他の普通の使用人と同様の業務に従事するに過ぎざるが如き場合に於ては甲種の勤勞所得として取扱ふこと

(二) 當該個人が爾後何等の營業をも爲さず且つ從來の營業場を完全に整理して他に轉居又は轉職(營業以外の業務に轉職する場合に限る)したる場合の如く實情に於て營業者として取扱ふことの明瞭に不適當なりと認められる場合は前二項に拘らず乙種の事業所得として課稅すること

(三) 既應の實績等に基く利益の特別分配を爲さずして専ら出資に應ずる剩餘金の分配又は使用人(現實は使用人として働く場合に限る)に對する支拂を爲す場合(この場合組合員の取扱高に應ずる分配金はなき筈なり)に於ては當該給料は組合の剩餘金の計算上損金に算入すると共に個人に對しては甲種の勤勞所得として課稅すること

第三 個人工業者が合同して會社を設立し之に從前の工業を引繼ぐ場合

(一) 營業權の出資及讓渡に付ては商業者の場合と同じ

(二) 從前の設備を出資する場合に於てはその評價特に過大ならざる限り會社計算を是認すること(差當りとして遊休せしむべき設備を相當の價格にて受入れしたる場合の如きも之を認むること)この場合に於ては當分の内特別の評價減を爲すことは之を認めざること

(三) 設備を出資せずして之を會社に貸與し會社より賃貸料、工場管理料等を支拂ふ場合

(イ) 賃貸料、工場管理料等の形式を採るも實際に於ては既應に於ける各個人の利益に應じて爾後に於ける會社の特別利益(例へば荒利益の〇割の如き)の分配を受くるものなる場合に於ては會社に於て個人の營業を代行するものと認め當該分配金(賃貸料、工場管理料等)は會社所得の計算上之を損金に算入することを認むると共に個人に對しては營業所得として之に所得稅、營業稅及臨時利得稅を課稅すること但し當該個人が爾後何等の營業をも爲さず且つ從來の營業場を完全に整理して他に轉居又は轉職(營業以外の業務に轉職する場合に限る)したる場合の如く實情に於て營業者として取扱ふことの明瞭に不適當なりと認めらるゝ場合は乙種の事業所得として課稅すること

(ロ) 設備に對する賃貸料が各設備の價值に應じ適正に評價せられ居る場合に於ては當

該貸貸料に付ては會社所得の計算上之を損金に算入することを認むると共に個人に對しては乙種の事業所得又は不動産所得として課税すること

家内工業と企業合同

關谷 皆様いろいろお考へになつてゐることを此の際遠慮なく御質問願ひましたら、大變意義があると思ふのであります。

A 一寸お伺ひいたしますが、申合せ組合と云ふものは？ つまりブロック制度の……？

松浦 申合せ組合は法人格が無い譯であります。それは民法上の所謂組合か匿名組合であります。兩三年來出來たのは、大體それで出來て居るのです。

A もう一つお伺ひしたいのは、私共の方は、織物の原料の燃糸で、殆ど家族工業が多く大體五、六十歳位の父と母、それに十五歳位の子供と、雇傭人二人位で、やつて居る。さう云ふ業態が多いので、之を企業合同と云ふ場合には、どう云ふ方法をとつたら最善でせう？

松浦 さう云ふ場合には、工場を一つにしたところでどうにもならぬ譯で、先般も福井の方からそんな問合せが來ましたが、之は難しい例でありまして、強ひてやる必要はない。さう云ふ場合には、工業小組合有限會社にして、帳合だけ一つにして、物資の配給を受ける單位、或は製造した物を販賣する單位、と云ふ程度でいゝと思ひますが、どうですか？ いろいろ考へて見ましたが、結局其の程度を出ないのではないかと考へて居ります。

A 洵にどう云ふ方法をとつていいか、苦心して居るのであります……。

松浦 米屋さんにしても、千五百萬圓ばかりの大きな組合になるが、配給所は千三百も出來る。それと同じで、家内工業の部面は五軒十軒が一つになつて、有限會社を作り、工場は從來通り各家庭でやる、と云ふ事にする……。

A 動力の消費は減りませんか？ それまで減らして行けると都合いゝのですが……。

松浦 それは慾が深すぎると思ふ。一度にやると……將來はいゝが……家族労働者の労働を奪つてしまふ事になる。經營合理化とこれとを天秤にかけてどつちがいゝか、と云ふ

事になりますね。

実績配當は否定しない

B 米屋さんは実績配當を昨年で打切だ、と云ふ事にしたんですか？ 今お説を聞くと、さう云ふ意味でもない様な……？

松浦 決してそんなことはありません。それは斯うなんです。例の卸組合は既に実績配當をして居る譯で、此の方法が一つある。それと、東米商聯案が一つと……八王子あたりも、大分修正はして居るが、大體それに則つて居る……二つある。

扱て一緒になつた際に、兩方共認める、と言つても、私共から見ると平行線であつて、兩方繋がる橋がない。之を一つにしなければならぬ、と云ふので、実績配當の問題は一應配給規正が出来た後で兩案を中心にして、いゝものを研究しようと、延ばしてあるのです。所が、関係者は早くそれが知りたいので、従來の案を其のまゝ發表したり、その他いろ／＼噂が飛ぶのですが、實はまだそれは決めて居らぬ筈であります。

それから、議會で東京の米の企業合同に就いて質問があつたやうであります。之も的が外れて居る。実績配當をやると、従來の資本家がうまい事をして、一俵米屋は困る、と云ふのださうであります。さうではない。今度の改革案は、下の方はかへつてよくなる、恐らく二俵半位まではよくなるでせう。又よくすべきです。只、其の一俵米屋、二俵米屋をよくすると、三俵、三俵半、四俵の比率をどうするか、と云ふ事が出来ませんが……。

B 兎に角、各業が企業合同をしよう、と云ふ事になると、其の問題が出て來やしないかと考へられるので、大體それがハッキリと、先づ斯うだ、と云ふ目途がつかないと、具合が悪いと思ひますが、それちやまだ決つて居ないんですね。

松浦 そうです。米の合同については、実績配當はするが、その方法は事業開始後に研究するといふことで預つてゐるのです。私の研究では先づ実績配當と、勤勞報酬との比率を定める。實質上の剩餘金と認められるもの、概算についてゝすね。その比率は勤勞報酬六割乃至七割、実績配當四割乃至三割といふところがよいのではないか。次に勤勞報

酬と實績配當との優劣ですが、私は勤勞報酬を重點に考へるべきだと思ふ。實績配當は過渡期の便法ですから、それに頼よることは無理だ。實際の例としては實績配當を暖簾代の補償といふ意味で剩餘金から天引するのが多いやうだが、考へ物だと思ひます。併し、反對に勤勞報酬一天張りで行くとすると實際上いろいろの不便がある。例へば缺損の場合に動きがつかない。今までの有力者から一種の財産權を奪ふことになつて思想的に問題である。また兼業者や轉業者に對して不公平になる。老年者や婦女子で合同體の實務に携はれない人々にも不公平になる。そこで結論として、合理的な線で勤勞報酬の總額を定めて先づそれを確定收入とし、實績配當は豫め一定の基準を定めておいて事業成績に應じて配分するのがよいと思ふ。

企業合同は自由主義を排斥する

關谷 事實問題として、企業合同と云ふのは、型を整へると云ふ事と、もう一つは、從來のまゝ、放つて置くと、弱肉強食的に、資本のある人に最後は勝たれる。物の不足の時に

小資本の小商人が倒れて、大きい人が残ると云ふ事を、未然に防ぐ、と云ふ爲です。併し、政府の、國家の欲する勞力の再編成と言ひませうか、人的の配分、と云ふ大きな目的に副ふ様に、今度の新體制案に基く中小商工業者の育成をして行く、維持育成のつかないものには、特別に考へる、と云ふ方法は、事實問題として却々出來ないでせうね。

松浦 業者の生活的な立場で企業合同をやられても、國家的立場でやられても、結果は同じで、合同が出來ると今まで必要としたものが、自ら要らなくなるんです。設備なり勞力なり……。此人達は、もう同種の職業には行かれなくなるので、はみ出される譯で、之が第一線に出て行くといふことになる。それで、勞働力の配置轉換といふか、轉失業の三大施設を考へる場合にも、之を強制的にやるかどうか、政府では随分考へたらしいが、それをする必要はない、強制的にやつてはまづいと云ふので、組合の同業相扶を中心にして行くと、決つた様です。

關谷 さうやつて行くと、若い働ける人がはみ出て欲しいが、事實上年寄の働けない人が

失業してしまふ危険が出やしないか、と思ひますが……。

松浦 自由主義的な考へ方で行くとさうなりますが、計画的にやればそうはならない。企業合同をやる場合、私は役所の方が干渉しなければいかぬと思ひます。指導と言ひますか、相談してやつて貰はなければいかぬ。最近さう云ふ事を云ふ人が少くなつたが、從來役人が世話をしすぎる、官僚獨善だと非難せられたが、私は逆だと思ひます。兩三年の混亂は、商工行政が貧困だつたからで、もつと積極的に出るべきだと思ふ。

關谷 當業者だけに任して置くと、自由主義的の方が多いから、混亂するのは當然だし、役人が干渉して目的を達せしめる、と云ふのだつたならば、商工省はもう少し計画的に立案して行つたならば、と我々は考へるのでありますが……。

松浦 同感です。繊維とかあゝ云ふものは、企業合同基準を示しましたが、その例は次第に多くなるでせう。併し一般の商業、それから先程のお話の燃糸と云ふやうな場合には役人が机の上で考へたのでは、どうしても判らぬ。中小工業の方は、一々現場に行つて見て、當業者と一緒になつて實地に即した計畫を樹てなければならぬ。

地方公共團體の職業轉換施設

關谷 各府縣なり各都市で、轉業と企業合同に對する對策と云ふやうなものをやつて居る處がありますか？ 又、やつて居るとして、具體的な方法を一つ此の際承つて置きたいと思ひます。勿論國の大きな政策でありますから、府縣や市で斯ふすると云ふのは、不可能な話であります。何か對策をやつて居る處がありますか？

松浦 職業指導部の設置がその施設です。昨年秋以來、七大府縣即ち東京、神奈川、愛知、大阪、京都、兵庫、福岡の經濟部長會議をやつて居りますが、そこへ本省からも来て、よく相談した上で、其の案を皆それ〴〵持ち歸つて、その土地に合ふ様にして實施して居る。従つてこれらの府縣は東京の職業指導部と同じ行き方に進んでゐる筈です。市役所としては何分商工業再編成といふ根本問題ですからその擔任外のことであり、東京市は特別にさう云ふものを作らずに府の職業指導部に合流してやつて行かう、と云ふ話であります。

關谷 他の市は？

松浦 まだ調査してゐませんが、恐らくそこまで行つて居らぬのでせう。

關谷 中小都市は餘りやつて居らぬでせう。問題が大きすぎて……。

松浦 やつて居らぬと思ひます。併し今度職業指導員を配置することになつて居り、この職業指導員は國民職業指導所の手足となつて、管下商工業者の職業轉換の指導に當るのですが、實際の仕事は市役所と連絡してやつて行くことになるでせう。

關谷 指導員とは？

松浦 之は方面委員とか職業紹介所の連絡員とか更生委員とかの様なもので、地方商工業の實情に精しい人をお願いするのです。東京府全部で二百六十四人、其中八王子で七人その他商工業者の多い町村に一人づゝ置く。そして、八王子ですと、市長さんなり警察署長さんが中心になつて頂いて、八王子が附近の町村を動かして行く、と云ふ風に……
關谷 私の方で此の間更生委員をお願い致しまして、其の地盤に於きまする、轉業せざるを得ないと云ふ方々の調査をしました所が、煎餅屋さんが断然多いですね。

企業合同と商品及び原材料の配給

C 私は印刷業ですが、實際業者は企業合同やると云ふ事を、要請されて居るのでありますが、原料が入つて來ないので、企業合同をしてもどうにもならぬのです。インキとか何とか多少は入りますが、紙が來ないではどうしようもない……。

松浦 千葉の方で、郡部の印刷屋さんが企業合同した筈ですが、矢つ張り今仰有る様な事情でした。

關谷 將來國家としては、企業合同をした體系の下に、合理的な配給をして行かうといふのが方針ですか？

松浦 先程お話し、ました様に企業合同の目的には配給統制と、経営合理化の両面があり配給機構整備要綱でも示してゐる通り、中間配給業者即ち問屋、卸商は企業合同體を配給機關とし、小賣業では企業單位の適正規模化即ち経営合理化を主たる目的としてゐます。また中小工業方面では合同準則を示して、企業合同を勸奨する場合は合同と、原材

料の配給とを關聯させて居るのですが、一般の場合としては企業合同をしたから特に有利な配給を受けるとは云ひ切れないうでせう。合同したら商品や原材料の配給について特別の取扱をして呉れるかといふ質問が方々であるのですが。

企業合同と雇入制限令との關係

D 之は染色業者の場合であります。従來子弟を職工と見て居らないので職工の届出をして居りませんから、使用制限の數と従業員の數とはかけ離れてをります。それで若し企業合同をして、有限會社なり、株式會社なりを作つた時には、子弟もどうせ職工となると、現在の様な法律では七掛まで採用する事が出来る、と云ふのでそれでは、非常に職工が不足してしまふ譯で、實際に働く場合困るのでございますが、現在は物資方面から言へば、合同すると幾分見るべきものがあります。所が事變が始つてから、職工は殆ど重工業、兵器工場へ轉出してしまつて、今は老人や女子供が手傳つて居る様な譯ですから、一寸合同が困難であります。参考までに伺つておきたいと思ひます。子弟も職

工の數に入る譯でございませうか。

松浦 會社制度を採用すると今までの主人も職工となりませう。組合制度を採用しても同じことになりませう。従つてその子弟は當然職工扱ひを受けるでせう。併しこのことは直接雇入制限令とは關係ありません。企業合同は前にも云つた様に國策に順じて第三の企業形態を創設するのであり、合同體は新しい經營體として出發するのですから。即ち雇入制限令の適用は合同前と後とでは違ふ譯で、主人や家族は合同の際始めて事實上の職工から名實備つた職工となるのです。従つて御心配の様な點はないと思ひます。合同を実施するとき取締當局とよく相談して下さい。

關谷 實際問題として、織物が一番骨が折れますね。經營と技術とがバラ／＼で、違ひますから……織物の企業合同がうまく行く時は、恐らく柄であらうと、色合であらうと、單純化された物になつた時ですね。

松浦 高級品を作つて居る所は無理ですね。

實務に従事しない合同参加者の所得

E 例へば、十人なら十人の店主が合同致しまして、先づ店員の方は轉出させるとし、其の十人が皆出て來ない場合があります。船頭多くして船、山に登る、と云ふ譯で、中には出て來ない人があつても、矢張何割とか與へる、と云ふ法則をとるかどうか……？

松浦 どう云ふやり方をしても構はない譯です。第一は例へばこゝに、十人で千圓儲かると、一人當り百圓であります。其の分け方を、五百圓は實績配當とし、あとの五百圓は、五十圓づゝ、勤勞報酬として分ければいゝ。斯う云ふ分け方が一つ。所が此の中、三人來ないとする、五百圓は三百五十圓でいゝので、百五十圓あまる。其の百五十圓を實績配當の中に加へて、比率で分ければいゝ、でせう。さう云ふやり方もある。それから之を三つにする方法がある。千圓の中三百圓は實績配當として、從來の實績によつて分ける。あと七百圓の中五百圓は月給として分け、二百圓を組合員の生活保障と云ふ事で頭割に分ける。之は比例を使つてもいゝ、でせうが、生活保障の方は大體頭割でやる。そ

れから、もう一つのやり方は、實務に出て來ない兼業者の營業權を、合同の始めに買つてしまふ、兼業者でなくても、自分は此處は厭になつた。臺灣なり、南洋で働かうと云ふ人に對しては、只でやめて貰ふ譯に行かぬから、實績配當の資本還元と云ふ事で、向ふ何年間に配當するものを纏めて渡して轉業資金に充てる。いろ／＼方法があります。例へば瀧ノ川區の木炭商企業合同では、兼業者は全部實績を拋棄してくれ、その代り月〇〇圓上げませう、と云ふことにして居る。年金で買つた様なもので、あとは、轉業者が毎日出て働いて損益に對する責任を負つて居るといふ例もあります。

F 生絲業者は企業合同しなければならぬ情勢になるかも知れませんが、本年度、矢張羊毛、バルプと言つた、纖維の原料は殆んど入つて來ないので、生糸を主體として纖維國策を樹てる様に、議會にも(?)纖維統制法案が提出されて居りますが、秋になると十六年度の糸に公定價格が出來さうです。それで、纖維は生糸を主體として賄つて行く、と云ふ情勢は必至の譯であります。さうなれば、全國的に、生糸の商賣をして居た者は、勢ひ合同せざるを得ない。さうでなければ、自由主義的なマージンの競争が起る。

従つて共倒れになりますから、合同して、與へられた権利と言ひますが、利潤を守らなければならぬ。それで、どうしても合同せざるを得ない情勢になつて居りますが、その場合実績及び營業權に對する問題を、何とかしなければならぬと思ひますが、之は難しいですな。

松浦 併しなんですよ、合同する方法論から行きますと、兎に角合同しなければならぬのだと云ふ事を徹底さして、実績配當其の他はあとでやる。まあ仕事だけは一緒にやらうぢなやいか、でやつた方がいゝ。

F 同業者に認識を深めさせる事が先決問題ですね。

松浦 どの合同でも問題になるのは二つで、一つは首腦部の人の關係で、もう一つは、合同参加者間の実績の分前です。所が、実績の分前と云ふものは、第三者から見ると、そんな厳格な資料が無くつても、大體目途で解るが、當事者がやると、七十點、三十點と云ふ目途は解つて居るが、七十點の人が七十五點だ。三十點の人が三十五點だといふ具合に極く僅かの所で喧嘩して居る。怒に目がくらんで、大局が判らなくなつてしまふの

です。それで、私は何時でも実績の方は後廻しと云ふ事にして居る。どつちのところんでも、一分や二分の問題だし、実績といつてもそんなに確かなものぢやないですからね。

商業者企業合同と生産者團體及び消費組合

松浦 それから企業合同が盛になつた理由の一つとして斯う云ふ事がある。生産者が、組織を完備して、共販と云ふ一種の企業合同をやる、卸商も企業合同をやる。それから、小賣の方でも企業合同をやり、消費者の方でも消費組合を作る、と云ふ風潮になるとその中どれかゞ若し合同しないとすれば、そこが弱い環となつて排除されてしまふから自然合同する或は先を見透して一番不安定なところから合同して行く。斯う云ふ意味合で企業合同するものもある。一本になつて居なければ流されてしまふので。さう云ふ相談は私共受けたゞけでも、七つや八つあります。

關谷 それがあると一應尊重して行く、と云ふ事になりますからね。最も單純にすれば消費者の團體を拵へて、それを結び付けければいい。

松浦 さういふ考へ方が相當廣く行はれて居りますが、商業者が企業合同をして、公益商業機關として再發足する以上、何も消費者がわざわざ配給機構にまで立ち入る必要はない。消費者の組織化は必要だが、それが消費組合といふ形態をとるのはどうかと私共は考へてをります。

關谷 消費者側の團體は、商人の團體がうまくなれば、認めないと云ふのが方針らしいです。さうすると、商人の方は商業道德をやつて貰はないと……。

サービス低下と生活管理委員會

松浦 それは、商人の官僚化と云ふ問題で、私共も相當頭を悩まして居ります。この問題は取締だけではうまく行かない。結局に於て新しい商業觀を確立しなければならぬ。商業報國運動がその面を擔當する譯です。また消費者の方でも反省しなければならぬ。業者の方は劃期的といふか大變革をやつて、心理的な動搖もある、事務的に新機構に慣れないといふこともある。そこへ消費者が舊態依然として、從來通り、我儘が效くと思

つてゐる。といふことでは相當の摩擦が起るのが當然だと思ふ。そこのところをお互に理解し合つて、スムーズに行く様になければならぬ。

關谷 米だとか、炭は、單純に行くが、織物は簡單に行かない……。

松浦 織物は難しいですな。

關谷 米と炭は公定價格が出来て居るので、違反すれば經濟警察に問はれるし、之なら素人でも出来ませんがね。

關谷 之はどうお考へですか、商人が消費者に對して親切になるか、不親切になるかと云ふのが、此の限界で決定されるのぢやないかと思ひますが。それは結局、米一俵いくらと云ふ利益を、マージンと見るか、配給手数料として見るか、どつちに見るかですが、どつちに見るのが正しいですか？

松浦 配給手数料と一般に見てゐますね。

關谷 さうなると、配給してやると云ふ、勞務の報酬であるから、消費者も考へろ、と斯う云ふ事にならないでもない。

松浦 それは、配給に對するいろ／＼な約束は果さなければならぬので、斯う云ふ事は、役所の方で監督しなければならぬ。

關谷 所が、其の監督權が事實上何處にあるのですか？法的には決して居ないんでせう？

松浦 法的に決して居ない事はありませんね。

松浦 農林省とか何とかで……？

松浦 取締は警察でやる譯です。

市長 警察は價格取締だけでせう。

松浦 價格取締の中に含まれませう。公定價格なり、公定手数料は特に指示のない限り從來普通の取引法を條件としてゐますから。尤も笑顔であるとか、行届いた親切であるとか、所謂氣持の問題は別ですがね。それから甚しくサーヴィスの悪い者は不適格者として處分する。

G 首越るのは、今までの權利を認めない、あらゆるものを抛棄させる、と云ふ事になりますか？

松浦 丁度役人が罪を犯してやめる時は、恩給金もなくなると同じで……。

且 罰則を決めるのは、組合でやるのではないでせうね。

松浦 いや、組合でやらせてもいゝでせう。組合は其の人間を罰しないと云ふ事になると經濟違反を挙げられた場合、理事長以下同罪ですからね。

G サーヴィスであつても違反に引つ掛るんですか？

松浦 そこは運用の問題じゃないですか。

關谷 さうなると、これは假の話ですが、業者が警察と妥協してやつて居れば、消費者は如何に不平を言つても駄目ですな。

松浦 妥協といふ言葉の意味ですな。役所の方で諸般の情勢を考慮して、この程度のサーヴィス低下は止むを得ないと認めて許した場合は、既に消費者の要求が不當だといふ客觀的判斷が下されたのであつて、消費者は我慢しなければならない。また暗い意味の妥協といふことであれば問題は自ら別になる。併し社會制度としては配給業者の監督を役所だけでやるといふことは面白くない。そこで配給業者と、消費者との協同を狙ふ制度が

要る。謂はば生活管理委員會であつて町會、隣組の代表者と配給所との連絡委員會を拵へて常によりよき配給の爲に、協議する様な制度を考へてゐる。米の場合には特に考へて居ります。

G 消費者の方から言はせると、質が悪いとか、量が少いとか、自分の不利であつても、組合に對しては忠實な譯でせう。さうすると、それを首載るのは、組合としては困難です。ですから、組合でなく、外に法則を設ける方がいいのぢやないですか。

F 量とか、質の問題でなく、氣持の問題で、消費者としては、必需品を骨折つて配給してくれる、と云ふ感謝の念を持ち、向ふも不自由の場合だからと、渾然一體になる事です。ね。

この際商業を見直せ

松浦 そこなんです。配給統制が行はれ、價値が公定されると、商業の非人格化、サーヴスの低下が起るのは世界各國共通のことであつて、歐洲でも相當議論せられて居りま

す。ところが大部分の人はその眞の原因を擱んでゐない。それは先程市長さんから提起せられた配給が、商業かといふ問題です。最近配給であつて、商業はなくなつたといふのが通説になりましたが、配給なら、汽車や汽船と同じく非人情でよいといふことになる。生産者の作ったものを只運べばよいといふことになる。それに對してサーヴスを要求するのが、どだい間違つたことである。併しさうではないのです。商業は立派な生産なんです。工場や、畑で物を作つただけでは何にもならない。商業者がこまかい心遣ひをして私共消費者のところまで値打ちを落さず、いや物の値打ちを増して持つて來て呉れてこそ生産は完了するのです。この意味に於て、商業は立派に生産であり、消費者は商業者を見直さねばならず、商業者はまた大きな襟持を以て、職域奉公を勵まねばならないのです。商業者の企業合同は外見はいろいろな情勢に追ひつめられて、やつてゐる様に見えますが、實はさういつた意味の重要な機能を公益優先の理念によつて打ち立てゝゐるのだと考へてよいのであります。

關谷 どうもいろいろ有難う御座いました。私共非常に参考に相成りました。

(終り)

昭和十六年四月三日印刷
昭和十六年四月七日發行

〔定價七十錢〕
(送料十錢)

東京市麴町區丸ノ内三丁目十四番地

東京府物價統制協力會議

著者 伏見洋

東京市小石川區東古川町十番地

發行兼印刷者 渡邊一郎

發行元

東京市小石川區東古川町十番地

中外印刷株式會社

出版部

電話三〇五七
牛込三〇五七
振替東京二七二八四番

415
2

東京府 經濟部 編纂
東京府物價統制協力會議 發行
四六版加除自在式 定價一圓五十錢
上質クロース美麗表紙 總頁八六四頁 送料十五錢

東京府 公定 協定 價格表

並關係法令集

一目瞭然——銀行・商店・會社・工場・組合・一般家庭——座右ノ書

本書は九・一八物價停止令及び七・七禁止令に依る公定・協定價格を全般的に細目に亘り收録し且關係法令集をも載録せり。

法令改正並に新たに公布實施せられたる公定・協定價格は順次追録に集録す。

追 録

- 第一號 七六六頁 定價 一・四五 送料 (不要)
- 第二號 一三〇〇頁 定價 二・三〇 送料 同
- 第三號 近 刊

中外印刷株式會社出版部

東京 二七二 四八二 電話 七〇一〇 六二

終

